

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 198 件

国民年金関係 19 件

厚生年金関係 179 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 99 件

国民年金関係 60 件

厚生年金関係 39 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月まで
② 平成 10 年 4 月から 16 年 1 月まで

私の父は、経営する店で働いていた私たち夫婦、兄夫婦及び弟の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、独立した平成 8 年 3 月からは、妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 39 年 7 月頃に払い出されており、申立人は、当該期間を除き同年 4 月から厚生年金保険に加入する前の 63 年 3 月まで国民年金保険料を全て納付しており、父親が保険料と一緒に納付していたとする母親、妻、兄夫婦及び弟は、当該期間の保険料は納付済みである。

また、手帳記号番号払出簿には、申立人は、48 年に不在扱いとなり、51 年 6 月に所在が判明した旨が記載されているが、申立人が所持する手帳には、不在とされた期間当時に居住していた区への住所変更の記載が認められること、不在とされた期間のうち当該期間を除く期間の保険料は納付済みであること、妻の手帳記号番号は不在とされた期間中の 49 年 8 月に当該区で払い出されていることなど、不在記録に不自然、不合理な点が認められる。

さらに、申立人の所在が判明した時点でも当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、当該期間を含む平成8年から20年までの給与所得者保険料控除申告書を所持しており、各年の国民年金保険料控除額は、おおむね当該各年の保険料額に一致しているものの、オンライン記録により17年6月10日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、過年度に未納期間があったことがうかがわれるが、過年度に当たる15年及び16年の申告書にはいずれも当該年1年分の保険料額がそのまま記載されていること、申立人は60歳到達後に国民年金に任意加入していないにもかかわらず、16年から20年までの申告書には当該各年1年分の保険料控除額が記載されていることから、申告書の記載内容は当該期間の保険料を納付したことを示すものとは言えないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
私は、結婚後に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を市の出張所等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、婚姻した昭和 42 年 4 月以降 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を納付していること、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が所持する当時居住していた市で交付されていた国民年金保険料納入カードには、申立期間を含む昭和49年5月から同年10月までの部分に「市で徴収」と記載され、同年11月及び同年12月分には徴収員の印が押されていること、同様に申立人が所持している昭和49年分国民年金保険料印紙代金領収証書には、49年4月から同年9月までの分の領収日欄は斜線が引かれ、同年10月から同年12月までの分の領収日欄には、同年10月分の印字部分が抹消され、同年11月及び同年12月分の2か月の保険料額が記載され、49年12月26日の領収印が押されていることから、当該領収日時点で当該市では申立期間を含む49年5月から同年12月までの8か月の保険料は納付済みとして記録管理していたと考えられ、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私の祖母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。婚姻後は、私が市出張所で保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の祖母は、再開 5 年年金に加入し、自身の保険料を納付しているほか、申立人は祖母から婚姻の際に年金手帳を渡され、「今までの保険料は納付してあるから、これからは自分で納付するように。」と言われたと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は当該期間直前の昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの保険料を納付しており、申立人が説明する当該期間の保険料の納付場所、納付方法は、申立人が当時居住していた市の状況と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 40 年 8 月まで

私は、会社を退職した昭和 37 年 5 月に独立開業し、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、しばらくしてから区の集金人の勧めで国民年金に加入した。定期的に国民年金保険料を納付するようになったのは 41 年頃からであったが、特例納付等で未納分の保険料をまとめて納付したので、37 年 5 月以降の保険料は全て納付している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 40 年 7 月及び同年 8 月については、申立人が所持する領収証書及び特殊台帳により、申立人は昭和 40 年度の国民年金保険料を、第 1 回特例納付で納付していることが確認でき、申立人が平成 21 年に年金記録の照会をしたことによって、未加入期間への誤納付として、昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料に付け替えられるとともに、40 年 7 月及び同年 8 月の保険料については平成 22 年 2 月に還付決議が行われている。

しかしながら、申立人が特例納付した時点では、当該年度は強制加入期間とされていたものと考えられ、当該年度について、未加入期間とされる合理的理由も見当たらないため、保険料の付替えが行われていない当該期間については、保険料の納付を認めることが相当であると考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から同年 6 月の期間については、上記のとおり、行政側において、既に 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料に付け替えられていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額など納付状況

に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月

私は、会社退職後、国民年金に加入し、半年ほどしてから国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が所持する年金手帳には、申立人は申立期間当初の昭和63年 9 月 21 日に強制加入被保険者として資格取得したことが記載されていることから、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年 6 月時点で、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間である上、当該払出日から、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料は過年度納付されたものと考えられる。

また、申立期間は、オンライン記録によると、未加入期間とされているが、本来は強制加入期間であり、未加入期間とされる合理的な理由は見当たらない。このことから、時期及び理由は不明ながら資格取得日である「昭和63年 9 月 21 日」が「昭和63年 10 月 21 日」と入力されたことにより、申立期間が未加入期間となったものと推察され、申立人に係る資格記録の管理が適切でなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年4月及び同年5月

私は、第3号被保険者の手続を行った後に、自宅に納付勧奨の書類が届いたので、2か月分の国民年金保険料約 1 万 5,000 円を市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出され、第3号被保険者の手続が行われた昭和 62 年9月時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、送付されてきた書類を持参し、市役所窓口で2か月分の保険料を納付したと説明しており、当時申立人が居住していた市では、手帳記号番号払出し前の現年度保険料の未納分については、納付書を郵送していたとしており、当時の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、大学を卒業した1、2年後の昭和61年3月頃、母に勧められ、母と一緒に出向いた市役所支所で加入手続を行った。その際、市役所職員から「今、2年分の国民年金保険料を遡って納付すれば、将来満額の年金をもらえる対象になりますよ」と勧められたため、数日後、一括で10万円以上の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、平成10年11月に国民年金第3号被保険者に切り替わるまでの期間の国民年金保険料を全て前納しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年3月時点で、申立期間のうち、強制加入期間については、60年4月から61年3月までの保険料は現年度納付により、59年4月から60年3月までの保険料は過年度納付により納付することが可能である。また、申立人は、加入手続の際、市役所職員から過去に遡って2年分の保険料を納付することを勧められた際の状況について、過年度納付の場合は前納と異なり納付額は割引にならないと教えられたこと等を具体的に記憶している上、当該市役所では、当時、窓口に白紙の過年度納付書を備え付けており、保険料額等を書き入れて被保険者に渡し、金融機関等で保険料を納付するよう案内していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当時学生であったため、当該期間は任意加入適用期間であるが、申立人が任意加入した記録は無く、当該期間は未加入期間となっているため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から平成2年10月まで

私の夫は、平成3年6月頃、入籍手続きと同時に区役所で私の国民年金の加入手続きを行った際、未納期間の国民年金保険料を納付できると聞いてきた。私は、その後に納付書が送られてきたので、全ての未納期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の保険料を全て納付しており、申立期間のうち、平成元年11月から2年3月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の3年6月からの国民年金第3号被保険者の入力処理は同年12月17日に行われていることが確認でき、当該処理時点で保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、第3号被保険者の届出を行ったことに伴い、申立人に対して、社会保険事務所（当時）から当該期間に係る過年度納付書が送付されたものと推察される上、2年11月から3年5月までの保険料は過年度納付済みである。

さらに、申立人に遡って納付する保険料を渡したとする申立人の夫は、区役所で申立人の加入手続きをした際、「未納期間は5年間ぐらいあるが、納付できる分を納めるように」と言われ、送られてきた納付書により、「2年間分ぐらいの保険料額を妻（申立人）に渡した」と説明しており、夫が説明する内容は、申立人の未納期間に係る説明及び申立期間のうち時効期間内の保険料を過年度納付する場合の説明に合致しており、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和61年3月から平成元年10月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は、申立人が遡って保険料を納付するに際して、2年間分ぐらいの保

険料額を渡したと説明している上、申立人の第3号被保険者に係る入力処理が行われた3年12月の時点では、申立期間のうち元年10月以前の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年11月から2年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 56 年 11 月まで
② 昭和 56 年 12 月から 59 年 9 月まで

私の父は、私が会社を退職した昭和 55 年 12 月に国民年金の加入手続を行った後、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、その後、未納となっていた保険料を役所から送られてきた納付書で 2、3 回に分けて納付してくれた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和59年1月から同年9月までの期間については、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間の一部を含め国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している上、父親が納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、過年度納付及び現年度納付することが可能な59年1月から61年3月までの保険料を納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和56年12月から58年12月までの期間については、父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳により、申立人は当該期間直後の56年12月2日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できるため、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②のうち昭和56年12月から58年12月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された61年4月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間①及び申立期間②のうち56年12月から58年12月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで

私の国民年金は、夫が加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料は、私か夫が納付した。納付できなかったこともあるが、遅れたとしても納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②及び③については、それぞれ3か月及び12か月と短期間である上、申立期間の②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、また、申立期間の③の直前の期間は、申立期間の③の直後の免除期間中において過年度納付されていることなどから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間の②及び③に係る保険料は納付済みであることから、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間の①については、申立人及びその夫が保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する昭和39年に再発行された国民年金手帳によると、39年度の保険料納付を証明する検認印が無い。

さらに、申立人の夫は、申立期間①の一部は、特例納付をしているものの、それ以外は未納であり、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料と一緒に納付していたとする夫は既に死亡しており、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人又は夫が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 61 年 9 月まで

私が、昭和 54 年 1 月に会社を辞めた後、市役所から国民年金の加入を勧める通知が届いた。このため、私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は私が自分の収入の中から 3 か月から 6 か月に一度、3 万円から 5 万円を母に渡し、結婚するまでの間、母が代わって保険料を納付してくれていた。昭和 61 年の確定申告書にも、国民年金保険料を納付していたという記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの期間については、申立人が所持する 61 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は当時の国民年金保険料額と一致しているなど、申立人の申立内容に不自然さはみられない。
- 2 一方、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 60 年 12 月までの期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続きに関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする申立人の父は、既に死亡しており、当時の加入手続きの状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭 62 年 10 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、「現在所持する年金手帳とは別に、もう 1 冊手帳を所持していると思うが、その手帳には、現在所持する手帳記号番号と同じ番号が書かれていたはずだ。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間のうちの 54 年 1 月

から 60 年 6 月までの期間は、払出時点において時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、「3 か月から 6 か月に 1 度、3 万円から 5 万円の保険料を母に渡し、母が代わりに納付した。」と述べているが、納付したとする金額は、昭和 54 年 1 月から 60 年 12 月までの期間における保険料を 3 か月及び 6 か月ごとに納付した場合の保険料額と相違する。

このほか、申立人の母が昭和 54 年 1 月から 60 年 12 月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月から平成3年3月まで
② 平成3年4月から同年9月まで
③ 平成4年3月
④ 平成4年10月

私が20歳になったときに、母は私の国民年金の加入手続きをし、私が母からお金を借りて、国民年金保険料を近くの金融機関又は出張所で納付してきた。申立期間の①が国民年金に未加入とされ、申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の③及び④の期間については、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は平成5年7月頃に払い出されたものと推認でき、当該期間は、当該払出時点で過年度納付が可能な期間である。また、申立人は当該払出し後に、3年10月以降の保険料を過年度納付により納付していることが確認できる。これらのことから、申立人が申立期間の③及び④の期間についても過年度納付したものであるのが自然である。

さらに、申立人は、「遅れた月の保険料については、督促状が来たので、母からお金を借りて近くの金融機関で私が納付した。」と明確に述べている上、申立人に保険料を貸与してくれたとする母は自身の当該期間の保険料を完納している。

加えて、申立人は、申立期間の③及び④の後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っているなど、保険料の納付意識は高く、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間の①については、申立人は、当時、学生であり、任意加入することができた期間であるが、未加入期間となっており、制度上、保険料を納付することが

できない期間である。また、申立人の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日は、平成3年4月1日と記載されていることが確認できる。

申立期間の②については、前述の手帳記号番号の払出時点で、当該期間のうち、平成3年5月以前は時効により納付できない期間である上、申立期間の②のうち3年6月から同年9月までの期間については、加入手続後、最初に行った過年度納付は3年10月以降の保険料であり、当該納付時点では時効により納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成4年3月及び同年10月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで

私の父は、昭和 36 年 4 月頃、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。44 年*月に父が亡くなり、その一時期、払わない期間があったが、その後に市役所から納付書が送られてきて、その分も私が納付したはずである。その後は、私が送られてきた納付書でずっと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の納付が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳到達までの期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間は、6 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、「それまで保険料を納付してくれていた父が死亡したため、申立期間の 6 か月間の保険料納付が一時途絶えたものの、その後に市役所から送付されてきた納付書により納付した。」と述べており、申立人の記憶は鮮明である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間の直前の期間までの印紙検認が、当時居住していた市で行われていることが確認でき、加えて、同市は、「申立期間の直後に印紙検認制度から納付書制度への切替えが行われた。当時は、過年度納付書も市で作成していた。」と述べていることから、一時期未納となった期間の保険料は、その後に市役所から送付された納付書により納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 51 年 2 月から同年 6 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から 55 年 1 月まで
④ 昭和 55 年 11 月から 56 年 11 月まで
⑤ 昭和 61 年 10 月

私は、大学卒業後、区役所で国民年金の加入手続きを行い、以後 1 か月も欠かすことなく国民年金保険料を納付してきた。海外に行く際も、海外滞在中は、保険料を支払わなくてよいことを確認した上で出掛け^{おぼ}たことを、はっきり憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間の⑤については、当該期間は、1 か月と短期間であり、また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月 9 日に払い出されていることが確認できる上、申立期間の⑤の直前の期間の国民年金保険料は、オンライン記録によれば、現年度納付されているものと推認できることから、申立人が申立期間の⑤の保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間①、②、③及び④については、申立人は、「昭和 50 年 6 月頃に国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料を納付した。」と説明しているが、前述のとおり、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月 9 日に払い出されていることが確認できる上、申立人は、「現在所持している国民年金手帳 2 冊以外に手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「厚生年金保険から国民年金への切替手続きについては、その都度、区役所又は区の出張所で行った。」と述べているが、数度にわたる種別変更手続の

時期、場所等の具体的な記憶は曖昧である。

さらに、前述の手帳記号番号が払い出された昭和 59 年 8 月時点において、申立期間の①、②、③及び④の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の両親は、昭和 47 年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が自分で国民年金保険料を納付するようになるまでの保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年2月頃に払い出され、当該払出時点で現年度保険料となる昭和51年度分以降、当該期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の兄、姉及び弟も学生の期間は国民年金に未加入又は保険料が未納であること、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金の資格取得日が20歳到達日となっていることから、当該時期に加入手続きが行われたものと思ったとしているが、資格取得日は国民年金の被保険者となるべき時期を示すもので実際に加入手続きをした時期を示すものではないこと、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和52年2月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の一部の期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、両親から保険料を遡って納付したとは聞いていないこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別

の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から48年1月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで
③ 平成3年1月から同年3月まで
④ 平成5年4月から6年3月まで
⑤ 平成9年12月から11年1月まで
⑥ 平成12年1月から同年3月まで
⑦ 平成12年9月及び同年10月
⑧ 平成13年4月から15年1月まで

私は、結婚後長女が生まれる前に国民年金に任意加入し、厚生年金保険の加入期間及び国民年金の免除を受けた期間を除き、国民年金保険料を全て納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、その他の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、昭和60年3月の婚姻による強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更処理が同年7月30日にされていることがオンライン記録から確認でき、当該変更時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、直前の同年3月の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付額など、納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は、当該期間直後の昭和48年2月に国民年金に

任意加入したことがオンライン記録で確認でき、当該期間は未加入期間であったことから、保険料を納付することができないこと、申立期間③については、当該期間直前は第3号被保険者期間であり、当該期間前の申立人の離婚による第1号被保険者への種別変更手続は当該期間後の同年6月に処理されていることから、当該期間当時、現年度納付書は発行されていないと考えられること、申立期間⑤及び⑥については、当該期間は国民年金の再加入手続が行われず、加入勧奨がされ、未適用者として記録されていたことが確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私は、大学2年生のときに国民年金保険料の納付書が届いたため、翌月に市役所に行き、1か月分の国民年金保険料を納付し、その後の保険料については免除申請の手続を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の平成4年度及び5年度は免除申請をいずれも年度当初に行っており、市役所に免除申請書を提出した際の経緯及び当時の状況を具体的に説明している。

また、申立人は、申立期間直前の平成3年4月の保険料は納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号に近接した被保険者の中には、平成3年度の免除申請を3年5月31日に行い、その処理が約10か月後の4年3月23日に行われた例があることがオンライン記録により確認できるなど、当時の行政側の対応に不自然な面が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から60年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から60年6月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和60年7月に就職するまでの学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないものの、申立人の母親は、自身の保険料も申立人の保険料と一緒に申立人の父親が納付していたと具体的に説明しているほか、母親は申立期間について付加保険料も含めた保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年1月に任意加入で払い出されていることが確認できるほか、申立期間直前まで付加保険料を含めて保険料は納付済みであり、申立期間は申立人の住民票所在地、両親の住所及び父親の職業に変更はなく、生活状況に変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料も含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 13380～13440（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生 年 月 日	:	
住 所	:	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

厚生年金保険の記録では、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る賞与計算表により、申立人は、平成 15 年 7 月 4 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13380	男		昭和23年生		103万円
13381	男		昭和19年生		84万円
13382	男		昭和29年生		62万円
13383	男		昭和43年生		61万円
13384	男		昭和34年生		64万6,000円
13385	男		昭和46年生		44万1,000円
13386	男		昭和47年生		39万円
13387	男		昭和36年生		50万1,000円
13388	男		昭和45年生		46万5,000円
13389	男		昭和47年生		36万9,000円
13390	男		昭和47年生		47万円
13391	女		昭和50年生		34万4,000円
13392	女		昭和28年生		7万9,000円
13393	男		昭和40年生		64万円
13394	男		昭和42年生		45万7,000円
13395	男		昭和43年生		53万4,000円
13396	男		昭和44年生		61万5,000円
13397	男		昭和45年生		47万9,000円
13398	男		昭和37年生		62万7,000円
13399	男		昭和27年生		60万7,000円
13400	男		昭和30年生		66万5,000円
13401	男		昭和30年生		89万円
13402	男		昭和46年生		43万7,000円
13403	男		昭和46年生		48万円
13404	男		昭和47年生		38万6,000円
13405	男		昭和46年生		45万5,000円
13406	男		昭和46年生		40万4,000円
13407	男		昭和46年生		43万6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13408	男		昭和33年生		64万1,000円
13409	男		昭和40年生		45万3,000円
13410	男		昭和40年生		52万円
13411	男		昭和37年生		52万5,000円
13412	男		昭和40年生		56万8,000円
13413	男		昭和27年生		69万円
13414	男		昭和23年生		72万円
13415	男		昭和33年生		47万9,000円
13416	男		昭和47年生		41万1,000円
13417	男		昭和47年生		33万8,000円
13418	男		昭和47年生		49万円
13419	女		昭和47年生		35万8,000円
13420	男		昭和44年生		53万4,000円
13421	女		昭和51年生		29万1,000円
13422	男		昭和53年生		30万6,000円
13423	女		昭和53年生		30万6,000円
13424	男		昭和23年生		14万円
13425	女		昭和26年生		7万5,000円
13426	男		昭和29年生		57万円
13427	男		昭和32年生		57万2,000円
13428	女		昭和19年生		38万7,000円
13429	男		昭和47年生		27万円
13430	女		昭和53年生		31万8,000円
13431	男		昭和52年生		33万5,000円
13432	女		昭和51年生		33万1,000円
13433	女		昭和53年生		32万2,000円
13434	男		昭和35年生		57万2,000円
13435	男		昭和31年生		59万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13436	男		昭和36年生		65万円
13437	男		昭和42年生		46万9,000円
13438	男		昭和31年生		62万円
13439	男		昭和41年生		46万9,000円
13440	男		昭和44年生		58万5,000円

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年4月2日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、国民年金の第3号特例納付の手続を行っているが、同社は、届出の誤りを認めて事後訂正を行っていることから、申立期間を年金額の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳により、申立人が同社に平成19年6月30日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる報酬月額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って届け出たことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 19 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社のグループ会社であるB社から提出された人事原簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 13443

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いなく、同僚も加入記録が認められたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出があった人事資料及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に入社し、同じ部署で同じ職務に従事していた同僚は、申立期間の一部について給与明細書を保管しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人の昭和52年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料を控除していれば納付していたと思われる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月4日から26年2月1日まで
年金問題が騒がれるようになってから、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったので、受給できるはずが無い。厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、厚生年金保険の被保険者資格を有する女子に脱退手当金が支給されるのは、厚生年金保険の資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合とされているところ、申立人の改製原戸籍では昭和33年5月に婚姻していることが確認できる上、第一子が誕生したのが同年*月であることを踏まえると、申立人は脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は昭和26年10月2日に支給決定されているが、その約2か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細一覧表及び申立人から提出された普通預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細一覧表において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月28日は51万8,000円、同年12月14日は90万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月28日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細一

覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年6月28日は51万8,000円、同年12月14日は90万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月28日は28万4,000円、同年12月14日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月28日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないで、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細一

覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年6月28日は28万4,000円、同年12月14日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年 6 月28日
② 平成19年12月14日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された賞与支給明細一覧表から、申立人は、申立期間②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る

厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①の標準賞与額について申し立てているが、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により厚生年金保険被保険者の賞与から厚生年金保険料が控除されていた事実があることが要件とされているところ、上記賞与支給明細一覧表では、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法に定める保険給付の対象に当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は18万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は50万円、同年11月19日は17万5,000円、17年3月18日は27万円、同年7月15日は18万円、同年11月18日は17万5,000円、18年3月20日は24万3,000円、同年7月18日は19万5,000円、同年11月20日は20万円、19年3月19日は25万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞

与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年7月18日は18万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は50万円、同年11月19日は17万5,000円、17年3月18日は27万円、同年7月15日は18万円、同年11月18日は17万5,000円、18年3月20日は24万3,000円、同年7月18日は19万5,000円、同年11月20日は20万円、19年3月19日は25万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は12万円、同年11月18日は10万円、16年3月18日は19万円、同年11月19日は11万6,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は12万円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は19万5,000円、同年7月18日は12万6,000円、同年11月20日は13万円、19年3月19日は6万円、同年7月18日は10万円、同年11月19日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞

与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は12万円、同年11月18日は10万円、16年3月18日は19万円、同年11月19日は11万6,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は12万円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は19万5,000円、同年7月18日は12万6,000円、同年11月20日は13万円、19年3月19日は6万円、同年7月18日は10万円、同年11月19日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は12万円、同年11月18日は10万円、16年3月18日は19万円、同年11月19日は4万8,000円、17年3月18日は12万円、同年7月15日は5万円、同年11月18日は4万8,000円、18年3月20日は11万7,000円、同年7月18日は4万8,000円、同年11月20日は5万円、19年3月19日は12万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞

与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は12万円、同年11月18日は10万円、16年3月18日は19万円、同年11月19日は4万8,000円、17年3月18日は12万円、同年7月15日は5万円、同年11月18日は4万8,000円、18年3月20日は11万7,000円、同年7月18日は4万8,000円、同年11月20日は5万円、19年3月19日は12万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月18日
② 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、それぞれ13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は9万円、16年3月18日は18万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は17万5,000円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は9万7,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万円、19年3月19日は18万円、同年7月18日は11万5,000円、同年11月19日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は9万円、16年3月18日は18万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は17万5,000円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は9万7,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万円、19年3月19日は18万円、同年7月18日は11万5,000円、同年11月19日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は17万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は17万5,000円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は9万7,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万円、19年3月19日は18万円、同年7月18日は11万5,000円、同年11月19日は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないで、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は17万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は17万5,000円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は9万7,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万円、19年3月19日は18万円、同年7月18日は11万5,000円、同年11月19日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は13万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は20万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は7万8,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は7万8,000円、同年11月20日は8万円、19年3月19日は15万円、同年7月18日は8万円、同年11月19日は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞

与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は13万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は20万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は10万円、同年11月18日は7万8,000円、18年3月20日は17万5,000円、同年7月18日は7万8,000円、同年11月20日は8万円、19年3月19日は15万円、同年7月18日は8万円、同年11月19日は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は10万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は30万円、同年11月19日は14万6,000円、17年3月18日は33万円、同年7月15日は30万円、同年11月18日は7万3,000円、18年3月20日は9万7,000円、同年7月18日は29万2,000円、同年11月20日は22万7,000円、19年3月19日は39万円、同年7月18日は30万円、同年11月19日は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は10万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は30万円、同年11月19日は14万6,000円、17年3月18日は33万円、同年7月15日は30万円、同年11月18日は7万3,000円、18年3月20日は9万7,000円、同年7月18日は29万2,000円、同年11月20日は22万7,000円、19年3月19日は39万円、同年7月18日は30万円、同年11月19日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月18日は9,000円、同年11月20日は3万3,000円、19年3月19日は10万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月18日
② 平成18年11月20日
③ 平成19年3月19日
④ 平成19年7月18日
⑤ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認めら

れる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 7 月 18 日は 9,000 円、同年 11 月 20 日は 3 万 3,000 円、19 年 3 月 19 日は 10 万円、同年 7 月 18 日及び同年 11 月 19 日はそれぞれ 7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は15万円、16年3月18日は18万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は21万円、同年7月15日は8万円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は19万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万3,000円、19年3月19日は20万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は15万円、16年3月18日は18万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は21万円、同年7月15日は8万円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は19万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万3,000円、19年3月19日は20万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は13万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は24万円、同年11月19日は13万6,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は11万5,000円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は18万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万3,000円、19年3月19日は18万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は13万円、同年11月18日は16万円、16年3月18日は24万円、同年11月19日は13万6,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は11万5,000円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は18万5,000円、同年7月18日は10万7,000円、同年11月20日は11万3,000円、19年3月19日は18万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は10万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は10万5,000円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は24万3,000円、同年7月18日は14万6,000円、同年11月20日は15万3,000円、19年3月19日は26万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年11月18日
③ 平成16年3月18日
④ 平成16年11月19日
⑤ 平成17年3月18日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年11月18日
⑧ 平成18年3月20日
⑨ 平成18年7月18日
⑩ 平成18年11月20日
⑪ 平成19年3月19日
⑫ 平成19年7月18日
⑬ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社でが当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないで、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、平成15年7月18日は8万円、同年11月18日は11万円、16年3月18日は10万円、同年11月19日は9万7,000円、17年3月18日は20万円、同年7月15日は10万5,000円、同年11月18日は11万7,000円、18年3月20日は24万3,000円、同年7月18日は14万6,000円、同年11月20日は15万3,000円、19年3月19日は26万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年11月19日は2万9,000円、17年3月18日は11万円、同年7月15日は6万円、同年11月18日は5万8,000円、18年3月20日は12万6,000円、同年7月18日は7万8,000円、同年11月20日は8万3,000円、19年3月19日は15万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月19日
② 平成17年3月18日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年11月18日
⑤ 平成18年3月20日
⑥ 平成18年7月18日
⑦ 平成18年11月20日
⑧ 平成19年3月19日
⑨ 平成19年7月18日
⑩ 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成16年11月19日は2万9,000円、17年3月18日は11万円、同年7月15日は6万円、同年11月18日は5万8,000円、18年3月20日は12万6,000円、同年7月18日は7万8,000円、同年11月20日は8万3,000円、19年3月19日は15万円、同年7月18日及び同年11月19日はそれぞれ8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年11月19日の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月19日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 3 月 19 日、同年 7 月 18 日及び同年 11 月 19 日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 3 月 19 日及び同年 7 月 18 日はそれぞれ 5 万円、同年 11 月 19 日は 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 11 月 20 日
② 平成 19 年 3 月 19 日
③ 平成 19 年 7 月 18 日
④ 平成 19 年 11 月 19 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間②から④の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間②及び③はそれぞれ 5 万円、申立期間④は 7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかった

こと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 15 日は 1 万円、同年 11 月 18 日は 2 万 9,000 円、18 年 3 月 20 日は 9 万 7,000 円、同年 7 月 18 日は 5 万 8,000 円、同年 11 月 20 日は 7 万 3,000 円、19 年 3 月 19 日は 12 万円、同年 7 月 18 日及び同年 11 月 19 日はそれぞれ 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 15 日
② 平成 17 年 11 月 18 日
③ 平成 18 年 3 月 20 日
④ 平成 18 年 7 月 18 日
⑤ 平成 18 年 11 月 20 日
⑥ 平成 19 年 3 月 19 日
⑦ 平成 19 年 7 月 18 日
⑧ 平成 19 年 11 月 19 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていないかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 15 日は 1 万円、同年 11 月 18 日は 2 万 9,000 円、18 年 3 月 20 日は 9 万 7,000 円、同年 7 月 18 日は 5 万 8,000 円、同年 11 月 20 日は 7 万 3,000 円、19 年 3 月 19 日は 12 万円、同年 7 月 18 日及び同年 11 月 19 日はそれぞれ 7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違している。同社は、既に申立期間に係る算定基礎届の訂正届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によると当初 9 万 8,000 円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 4 月 16 日に 26 万円に訂正されており、当該記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。このことから、年金額の計算の基礎となる申立人の標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間におい

て、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の正しい届出を社会保険事務所（当時）に対して行わず、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和 61 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 29 日から 61 年 1 月 1 日まで
A法人のB事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該事務所には昭和 60 年末まで勤務をし、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月 11 日から 60 年 12 月 31 日までの期間、A法人のB事務所に勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、同年 12 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとなっている。

しかしながら、A法人のB事務所における申立期間当時の総務担当職員は、申立人は昭和 60 年の最終勤務日である同年 12 月 28 日まで勤務しており、年末まで勤務した場合には退職日を 12 月 31 日とする取扱いとなっていたが、給与事務及び社会保険事務はA法人のC事務所において行われており、手違いが生じたのではないかと供述している。

また、申立人から提出された昭和 58 年 3 月分から 60 年 12 月分までのA法人の給与明細書によると、全ての月において厚生年金保険料の控除が認められ、同法人では厚生年金保険料を当月控除していたこと及び同年 12 月の厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA法人のB事務所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 60 年 12 月分の給与明細書における保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 法人の関係資料を保管していたとする D 法人は、既に当時の資料は残っておらず、不明としているが、オンライン記録における資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）が共に誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は昭和 60 年 12 月 29 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月30日から同年7月1日まで
A県B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間の勤務が確認できる在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA県C局発行の在職証明書により、申立人がA県B事業所に臨時職員として昭和41年4月1日から同年6月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A県C局総務課の担当者は、当該事業所では、採用条件として公的資格等が必要な職員について、共済組合加入までは臨時職員として厚生年金保険に加入させていること及び申立人の昭和41年6月30日の資格喪失原因は厚生年金保険から共済組合への加入移行に伴うものであることから、申立期間においても継続して勤務しており、申立期間の保険料は控除されていたものと考えられる旨を供述している。

さらに、オンライン記録及びA県B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日の昭和41年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している職員の資格喪失日は、同年6月1日であることが確認できる上、当該職員は公的資格の免許証の写しを県に提出した翌月1日から正式採用される制度であったため、同年4月1日から同年5月31日までは臨時職員であったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA県B事業所における昭和41

年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届け出た可能性があることを認めているものの、資料が無く実態は不明としている。しかし、事業主が昭和41年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和 32 年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和 34 年 3 月 24 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

さらに、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和 46 年 7 月 5 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 24 日から同年 4 月 3 日まで
③ 昭和 46 年 7 月 5 日から同年 10 月 18 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、昭和 32 年 4 月 1 日から同社に勤務しており、申立期間②及び③については、異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された人事記録により、申立人が同社B工場に昭和 32 年 4 月 1 日から勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人は、在籍期間（昭和 32 年 4 月 1 日から平成 5 年 9 月 30 日）の全期間において正社員であり、当時から正社員は全在籍期間について社会保険に加入させていたことから、厚生年金保険に加入していたはずであり、また、当時は、給与計算は本社で行い、社会保険の資格の得喪については、各営業所・工場において手続を行っ

ていたため、申立期間①についても、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は行っていたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 32 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 34 年 3 月 24 日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和 34 年 4 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

申立期間③については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 46 年 7 月 5 日にA社D支店から同社C営業所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和 46 年 10 月の社会保険事務所の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①、②及び③の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は保存期限経過のため破棄しており、各申立期間の届出及び保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :	} 別添一覧表参照
基礎年金番号 :	
生 年 月 日 :	
住 所 :	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「（平成）15 年2回分賞与一覧表」により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については「（平成）15 年2回分賞与一覧表」において確認できる賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 26 日に＜申立期間＞（別添一覧表参照）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
13475	女		昭和22年生		平成15年12月10日	87万3,000円
13476	男		昭和22年生		平成15年12月10日	105万6,000円
13477	男		昭和30年生		平成15年12月10日	60万8,000円
13478	男		昭和44年生		平成15年12月10日	57万7,000円
13479	男		昭和44年生		平成15年12月10日	38万5,000円
13480	男		昭和34年生		平成15年12月10日	44万1,000円
13481	男		昭和42年生		平成15年12月10日	52万1,000円
13482	男		昭和39年生		平成15年12月10日	38万3,000円
13483	男		昭和47年生		平成15年12月10日	45万4,000円
13484	男		昭和44年生		平成15年12月10日	35万8,000円
13485	男		昭和49年生		平成15年12月10日	35万5,000円
13486	男		昭和49年生		平成15年12月10日	26万7,000円
13487	男		昭和43年生		平成15年12月10日	28万3,000円
13488	男		昭和44年生		平成15年12月10日	50万6,000円
13489	男		昭和49年生		平成15年12月10日	39万4,000円
13490	女		昭和23年生		平成15年12月10日	43万4,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 39 年 7 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 40 年 2 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社からの辞令、退職金支給調書、給与決定通知及び給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた辞令、退職金支給調書及び事業所の回答により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管していた昭和 39 年 8 月分の給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険組合の「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の資格取得日は昭和 39 年 7 月 1 日、「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」では、資格喪失日は 40 年 2 月 20 日と記録されている。

このことについて、A社は、「通常、健康保険と厚生年金保険は同時加入であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」としていることから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記健康保険組合の記録及び上記給与明細書により確認できる保険料控除額から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から40年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月21日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年4月21日から同年6月1日までの期間について、A社から提出された申立人に係る部課別・個人別辞令リスト及び証明書により、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

そして、A社は、社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させており、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入させ、保険料を給与から控除していたとしていることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められ

ない。

一方、申立期間のうち、昭和30年4月1日から同年4月21日までの期間については、上記の部課別・個人別辞令リスト及び証明書により、申立人の勤務実態を確認することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、それぞれ 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日
② 平成 16 年 7 月 23 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与に係る給料支払明細書により、申立期間においても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間の賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与に係る給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、それぞれ 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について、申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店から本社への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る従業員カードにより、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 60 年 4 月 1 日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 60 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 60 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年7月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、7年10月及び同年11月は19万円、同年12月は22万円、8年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年5月までは28万円、同年6月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月27日から9年7月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年10月、同年11月及び8年1月から9年6月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、7年10月及び同年11月は19万円、8年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から同

年9月までは26万円、同年10月から9年5月までは28万円、同年6月は26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年12月の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票において確認できる給与支払金額及び社会保険料控除額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における申立人に係る標準報酬月額の記録が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成7年9月については、申立人は給料支払明細書を保管していないため保険料控除を確認することができず、また、申立人は、A社における賃金計算期間の途中で入社し、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録よりも低いことが推認できる上、申立人が提出した給料支払明細書から、同社は給与支給額に見合う保険料額を控除していることがうかがえることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 12 月 15 日は 56 万円、19 年 12 月 25 日は 56 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 15 日
② 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気付き、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、当該期間は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 15 日は 56 万円、19 年 12 月 25 日は 56 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 78 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 78 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 26 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 20 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 20 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気づき、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 20 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は誤りに気付き、年金事務所に訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 12 月 25 日に 10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社から保険料が控除されていたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の回答並びに同僚等の供述から、申立人は同社に平成16年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が平成16年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与の明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及び預金通帳から、申立人は、平成 16 年 12 月 24 日にその主張する1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和48年11月1日から49年8月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。
また、D社（現在は、E社）に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間①及び②に係る賃金明細書及び源泉徴収票の写しを提出するので、それぞれ正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、B社から提出された履歴簿、E社から提出された労働者名簿及び同社の回答並びに申立人が提出した昭和48年分の所得税の確定申告書の写しから判断すると、申立人は、A社C工場に継続して勤務し（昭和48年11月1日にA社C工場からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した賃金明細書において確認できる保険料控除額から、17 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、E 社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が昭和 48 年 11 月 1 日に D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額は 15 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、事業主は標準報酬月額を 15 万円として届け出たと認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月17日、資格喪失日に係る記録を同年7月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月17日から同年7月9日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社D支店の開店前に同支店の開設準備員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社E支店から同社D支店開設準備員として異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社D支店は、昭和39年7月5日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかし、B社の担当者は、「当時、A社では、同社D支店の開設準備員として勤務していた従業員については、同社同支店が開店するまでの期間は、同支店の所在地の母店であるC支店において在籍扱いとしていたものと思われる。」旨供述している。

また、申立人と同様、「自分は当時、A社D支店の開設準備員であった。」旨供述している複数の従業員については、オンライン記録では、いずれも、昭和39年7月9日にA社D支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は、同社C支店において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間における申立人の被保険者記録は、A社C支

店において有することが相当である。

したがって、申立人のA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和39年6月17日、資格喪失日を同年7月9日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E支店における昭和39年5月及び同社D支店における同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと思料するとしている。しかし、申立期間についてA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に同社同支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に係る整理番号は連続しており、かつ、欠番が無いことから、申立人に係る原票は無いものの、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。これらのことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年10月は53万円、同年11月から7年9月までは59万円、同年10月から8年11月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年12月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から7年9月までの期間は59万円、同年10月から8年11月までの期間は56万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月20日付けで、6年10月1日に遡って、同年10月は8万円、同年11月から8年11月までの期間は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記謄本等により、当時、取締役であったことが確認できる申立人の同僚や、A社における当時の複数の従業員は、「申立人は社会保険事務には関わっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

また、上記謄本等により、当時、代表取締役であったことが確認できる申立人の上司は、申立てに係る標準報酬月額の減額処理について、「当時、自分の一存で社会保険事務所に対する届出等の手続を行い、また、当該処理については、申立人を含む他の役員

には説明しなかった。」旨供述している。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年10月は53万円、同年11月から7年9月までは59万円、同年10月から8年11月までは56万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成4年10月から5年9月までの申立期間について17万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写しにより、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が47万円であることが確認できる。

また、B会から提出のあった申立人に係る「中脱記録照会（回答）」により、A社が加入していた厚生年金基金（当時）における申立人の申立期間に係る標準給与月額が47万円であることが確認できる。

さらに、A社が加入している健康保険組合から提出のあった申立人に係る「健康保険被保険者報酬月額算定基礎届」の写しから判断すると、申立人の申立期間に係る健康保険の標準報酬月額は47万円であると認められる。

加えて、A社の人事担当者は、申立期間当時、同社では、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への被保険者標準報酬月額に係る届出については、複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額の記録を 14 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 9 日

A事業所に勤務した期間のうち、育児休業期間中であった申立期間に同事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事業所は、その後、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった申立人に係る賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成 18 年 6 月 9 日に同事業所から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録並びにA事業所から提出のあった申立人に係る厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書及び厚生年金保険育児休業等取得者終了届の写しにより、事業主は、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる上、申立人の育児休業期間中の保険料免除期間は、平成 18 年 6 月から 19 年 4 月までであり、申立期間を含んでいることが確認できる。

さらに、上記厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立てに係

る賞与の届出を、当該賞与に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に申立人に支払った賞与額に係る届出を行っておらず、また、同法第 75 条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、14 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を平成2年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月17日から同年4月1日まで
A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同社同営業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった申立人に係る人事台帳等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（平成2年3月17日に同社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における平成2年4月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年12月26日から39年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月26日から40年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和37年12月から39年12月までの期間についても、引き続き厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社における申立人と同一職種の同僚による供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間も引き続き同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は昭和38年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

しかしながら、上記申立人と同一職種の同僚は、上記被保険者名簿では、申立人と同日の昭和37年12月26日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているものの、申立人は、当該同僚が資格喪失日以降も同社に継続して勤務していた旨供述している上、当該同僚から提供のあった38年11月分、同年12月分及び39年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらのことから、上記同僚は、昭和37年12月26日から39年2月1日までの期間

に係る厚生年金保険料を引き続き事業主により給与から控除されていたものと判断され、当該期間について既に当委員会の決定に基づき記録訂正が行われているところ、当該同僚と同じ業務に従事していた申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、当該同僚と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記のとおり、被保険者名簿上、A社は、昭和38年4月28日以降は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人事業所であり、上記同僚の供述等から、同日以降も5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社は、昭和38年4月28日以降も厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和39年2月1日から40年1月1日までの期間については、上記のとおり、同僚の供述等から判断すると、申立人が当該期間当時、A社に継続して勤務していたことは認められるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者からは供述が得られないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記同僚から提供のあった給料支払明細書により、当該同僚は、昭和39年2月から同年12月までの期間にA社から給与を支給されていることは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA協会B支所における被保険者記録は、資格取得日が平成7年4月1日、資格喪失日が9年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA協会B支所における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

A協会B支所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同協会は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は給付に反映されていないので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出のあった申立人に係る「職員別給与簿」及び「履歴書」の写し並びに雇用保険の加入記録等により、申立人が申立期間に同協会に勤務し（平成9年4月1日に同協会B支所から同協会C支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「職員別給与簿」の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額等から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴

収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 6 日に、年金事務所に対して訂正の届出を行っていることが確認できること、また、A 協会が加入している厚生年金基金から提出のあった申立人に係る「厚生年金基金加入員資格喪失届」の写しにより、事業主が同基金に対して、オンライン記録における申立人の資格喪失日と同日の 9 年 3 月 31 日を、申立人の厚生年金基金の資格喪失日として届け出ていることが確認できるところ、同基金では、申立期間当時、同協会では、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪に係る届出については、複写式の届出様式を使用していた旨回答していることから判断すると、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月24日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月24日から同年4月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和46年1月24日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び従業員の回答並びに申立人に係る戸籍の附表の記録により、申立人は、昭和46年1月24日から同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主の「申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思う。」との供述及び同社の取締役の「昭和46年1月に入社した同僚3人が厚生年金保険に加入しているのに、係長待遇で入社した申立人のみが未加入とは考えられない。」との供述により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和46年4月20日）と雇用保険の資格取得日が一致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年5月21日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から43年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。「厚生年金保険被保険者証」の資格取得日が昭和42年7月1日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」並びに同社の回答により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められ、上記賃金台帳により、申立期間のうち、昭和43年5月分及び同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日付けで10名の従業員が同社で被保険者資格を取得していることが確認できるが、同社は、「10名の従業員のうち9名は昭和43年5月以前に当社に入社している。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除が確認できる同年5月には、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A社は、給与の支払方法について、給与の締め日が毎月20日であると回答していることから、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和43年5月21日とすることが妥当である。

以上を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和43年5月21日から同年

7月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和42年7月1日から43年5月21日までの期間について、申立人は、「厚生年金保険被保険者証」の「初めて資格を取得した年月日」欄が42年7月1日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、上記被保険者名簿と上記「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日は、昭和43年7月1日で一致していることが確認できる。

また、A社の同僚から提出された「厚生年金保険被保険者証」では、当該同僚の被保険者資格取得年月日が消され、「昭和43年7月1日」に訂正されていることが確認できるところ、申立人の「厚生年金保険被保険者証」は、「42年3月16日」のうち「3月16日」が消され「7月1日」となっているが、「42年」は、修正されなかったため「昭和42年7月1日」となったと考えられる。

さらに、上記賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち昭和42年7月1日から43年5月21日までの期間の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月16日から38年2月16日まで
② 昭和41年1月1日から同年2月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社には昭和33年4月から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録、B社の回答及びC社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務（昭和37年10月16日にD社からA社に異動）していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険が未加入となっていることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の元従業員が「申

立期間①も給料は変わらない。保険料が控除されていたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 38 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録、B社の回答及びC社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務（昭和 41 年 2 月 16 日に同社から関連会社のE社に異動）していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険が未加入となっていることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の元従業員が「申立期間②も給料は変わらない。保険料が控除されていたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 40 年 12 月の社会保険事務所の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日（昭和 41 年 1 月 1 日）となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 16 年 7 月 8 日の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除台帳により、申立人は、平成 16 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における資格取得日を昭和47年2月29日とし、申立期間の標準報酬月額を同年2月から同年12月までは4万5,000円、48年1月から同年12月までは6万円、49年1月及び同年2月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和44年4月から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社における申立期間当時の複数の同僚が給料支払明細書を保有しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社は、B県C区において、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっており、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所（当時）の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、B県D区において任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

このことにつき、A社は、当時のことが分かる人物がおらず、資料等もないため不明としているが、申立期間当時、移転のため管轄社会保険事務所が変わる場合には、一旦適用事業所で

なくする手続をとる必要があったことは、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「全喪の理由」欄に、「移転」と記載されていることから確認できる（その後、A社における申立人の同僚について、当委員会のあっせんにより資格取得日に係る記録が昭和47年2月29日に変更されていることから、同社の厚生年金保険適用年月日は、平成22年10月25日付けで、昭和47年2月29日に変更されている。）。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる同僚44人のうち、49年3月8日付けで再度資格を取得している申立人を含む13名に照会し、回答が得られた9名のうち7名が、「会社から社会保険から脱退する旨の説明を受けたり、又は同意を求められたことはなかった。」と回答していることからすると、上記の被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間において、申立人の複数の同僚について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことからみても、A社は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったことがうかがえる。

これらのことから判断して、申立期間は、A社が適用事業所ではない期間であるが、被保険者の利益保護の観点から規定されている厚生年金保険法第8条第2項の趣旨から、申立人の給与から控除されていたと推認できる厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社における同僚が申立期間における給料支払明細書を保有しており、厚生年金保険料控除が確認できる。

したがって、申立期間のうち、昭和47年2月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、当該同僚の記録が46年10月から47年12月まで変わらないことが確認できるところ、申立人の46年10月から47年1月までの標準報酬月額が4万5,000円で変わらないことから、同年2月から同年12月までは4万5,000円に、48年1月から同年12月までの期間については、申立期間前後の記録から、申立人の標準報酬月額は当該同僚の1等級下であることが確認できるところ、当該同僚の当該期間の標準報酬月額はおおむね6万4,000円であることが確認できることから、1等級下の6万円に、49年1月及び同年2月については、当該同僚の当該期間の標準報酬月額は9万2,000円であり、また、申立人の同年3月から同年12月までの標準報酬月額が8万円と記録されていることから、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 19 年 7 月 5 日の標準賞与額に係る記録を 89 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 5 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、平成 22 年 8 月 24 日付けで年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された平成 19 年 7 月度賞与明細により、申立人は、同年 7 月 5 日に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、89 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から同年11月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出のあった人事記録及び申立人から提出のあった厚生年金手帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和20年10月15日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和20年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和55年4月10日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月30日から55年4月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和55年4月10日の後の同年4月15日付けで、申立人の同社における被保険者資格は、54年11月30日に遡って喪失処理されていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年11月30日に被保険者資格を喪失し、「備考」欄において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった55年4月10日の後の同年4月15日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった55年4月10日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月29日から同年2月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月21日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、給与より厚生年金保険料が9か月控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成9年6月1日と記録され、加入月数が8か月しかない。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成9年6月1日、資格喪失日は10年2月21日と記録され、被保険者月数は8か月とされている。

しかしながら、申立人から提出のあった平成9年6月分から10年2月分までの給料支払明細書では、各月の給与から厚生年金保険料が9か月分控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 6 月 30 日は 30 万円、同年 12 月 10 日は 59 万円、19 年 6 月 30 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 18 年 12 月 10 日
③ 平成 19 年 6 月 30 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から平成 18 年 6 月 30 日は 30 万円、同年 12 月 10 日は 59 万円、19 年 6 月 30 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 6 月 30 日は 27 万円、同年 12 月 10 日は 53 万円、19 年 6 月 30 日は 26 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 18 年 12 月 10 日
③ 平成 19 年 6 月 30 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から平成 18 年 6 月 30 日は 27 万円、同年 12 月 10 日は 53 万円、19 年 6 月 30 日は 26 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 6 月 30 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 50 万円、19 年 6 月 30 日は 24 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 18 年 12 月 10 日
③ 平成 19 年 6 月 30 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から平成 18 年 6 月 30 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 50 万円、19 年 6 月 30 日は 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 50 年 12 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る辞令書及び従業員台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 50 年 12 月 1 日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 50 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月7日及び同年12月9日は35万9,000円、16年7月12日、同年12月9日及び17年7月11日は36万円、同年12月12日は35万1,000円、19年7月11日及び同年12月7日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月9日
③ 平成16年7月12日
④ 平成16年12月9日
⑤ 平成17年7月11日
⑥ 平成17年12月12日
⑦ 平成19年7月11日
⑧ 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された申立期間の一部の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく

標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 7 日及び同年 12 月 9 日は 35 万 9,000 円、16 年 7 月 12 日、同年 12 月 9 日及び 17 年 7 月 11 日は 36 万円、同年 12 月 12 日は 35 万 1,000 円、19 年 7 月 11 日及び同年 12 月 7 日は 40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は3万円、同年12月15日は54万8,000円、16年7月12日は51万4,000円、17年12月12日は61万円、18年12月11日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月12日
④ 平成17年12月12日
⑤ 平成18年12月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与明細書及びA社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書における保険料控除額から、平成15年7月10日は3万円、同15年12月15日は54万8,000円、16年7月12日は51万4,000円、17年12月12日は61万円、18年12月11日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したかどうかについて不明と回答しているが、申立期間に在籍した被保険者9人のオンライン記録

を調査したところ、全員の賞与の記録が複数回にわたり無く、事業主が申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社C工場に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無い。昭和46年4月1日の人事異動で本社に転勤になったが、給料明細書のとおり厚生年金保険料も控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及びB社の回答から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書における報酬月額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月

31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月10日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社本社からC支店に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された昭和53年10・11月のA社の社報及び従業員の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後2ページに記載されている被保険者94人のうち、申立人を除きオンライン記録で同社本支店間での異動を確認できる被保険者は19人おり、そのうち申立期間当時（昭和20年代から30年代）に異動している被保険者の多くは、1日付けで被保険者資格を喪失及び取得していることが確認できることから判断して、昭和27年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成 13 年 4 月 1 日、資格喪失日が 16 年 2 月 1 日とされ、当該期間のうち、同年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年 2 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の賃金台帳、退職願及び健康保険組合の加入記録により、申立人が同社に平成 16 年 1 月 31 日まで勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における報酬額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主

は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日は、昭和48年10月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月から同年7月までの期間は7万2,000円、同年8月及び同年9月は11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された従業員名簿により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務（同社本社から同社C工場に異動）していたことが確認できる。

また、異動日については、申立人が所持する給料支払明細書の書式が昭和48年10月から別様式になっており、申立人はA社C工場に同年10月16日付けで異動した旨主張している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人について昭和48年8月に標準報酬月額を11万円とする随時改定の記録が記載されているところ、申立人が所持している「昭和48年9月25日付け標準報酬等級変更のお知らせ」から、同社が、申立人の標準報酬月額が23等級（7万2,000円）から30等級（11万円）へ変更となったことを申立人へ通知していることが確認できる。

一方、上記事業所別被保険者名簿では、申立人について、A社本社における被保険者資格の喪失日が昭和48年4月1日との記録が確認できるところ、上記同年8月の随時改定の記録とは矛盾している。このことについて、年金事務所に確認したところ、当該記録の原因は不明である旨供述している。

しかしながら、上記の「昭和48年9月25日付け標準報酬等級変更のお知らせ」から、

申立人が昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社本社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 48 年 10 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 48 年 3 月及び同年 8 月の随時改定に係る社会保険事務所の記録から、同年 4 月から同年 7 月までの期間は 7 万 2,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年2月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月25日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年7月25日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年10月から7年7月までは20万円、同年8月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年12月31日まで

A法人に運転手として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年7月までは20万円、同年8月から同年11月までは26万円と記録されていたところ、A法人が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年12月31日）より後の8年4月25日付けで、申立人を含む9名の標準報酬月額が遡って減額訂正処理されており、申立人については、それぞれ9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無いので、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月から7年7月までは20万円に、同年8月から同年11月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②及び③については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間②は 49 万 6,000 円、申立期間③は 48 万 5,000 円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 63 万 6,000 円、申立期間②は 62 万 1,000 円、申立期間③は 63 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 63 万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 62 万 1,000 円、19 年 12 月 7 日は 63 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 7 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオ

ンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 63 万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 62 万 1,000 円、19 年 12 月 7 日は 63 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②及び③については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間②は 49 万 3,000 円、申立期間③は 48 万 2,000 円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 77 万 9,000 円、申立期間②は 60 万 8,000 円、申立期間③は 62 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 77 万 9,000 円、同年 12 月 11 日は 60 万 8,000 円、19 年 12 月 7 日は 62 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 7 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオ

ンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 77 万 9,000 円、同年 12 月 11 日は 60 万 8,000 円、19 年 12 月 7 日は 62 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②及び③については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間②は 35 万 7,000 円、申立期間③は 36 万 1,000 円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 54 万 9,000 円、申立期間②は 42 万 9,000 円、申立期間③は 44 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 54 万 9,000 円、同年 12 月 11 日は 42 万 9,000 円、19 年 12 月 7 日は 44 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 7 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオ

ンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 54 万 9,000 円、同年 12 月 11 日は 42 万 9,000 円、19 年 12 月 7 日は 44 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②及び③については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間②は 25 万 1,000 円、申立期間③は 26 万 8,000 円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 38 万 6,000 円、申立期間②は 30 万 1,000 円、申立期間③は 30 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 38 万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 30 万 1,000 円、19 年 12 月 7 日は 30 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 7 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオ

ンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 38 万 6,000 円、同年 12 月 11 日は 30 万 1,000 円、19 年 12 月 7 日は 30 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（25 万 1,000 円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 39 万円、申立期間②は 30 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 39 万円、同年 12 月 11 日は 30 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 39 万円、同年 12 月 11 日は 30 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ、また、申立期間②及び③については年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間②は 26 万 4,000 円、申立期間③は 28 万円）とされているが、申立期間について、申立人はその主張する標準賞与額（申立期間①は 32 万 4,000 円、申立期間②は 31 万 6,000 円、申立期間③は 32 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 18 年 7 月 5 日は 32 万 4,000 円、同年 12 月 11 日は 31 万 6,000 円、19 年 12 月 7 日は 32 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②及び③の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 5 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 19 年 12 月 7 日

A 事業所に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無く、また、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、当該記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間①に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、また、申立期間②及び③については、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が、当初のオ

ンライン記録より高額であることが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 7 月 5 日は 32 万 4,000 円、同年 12 月 11 日は 31 万 6,000 円、19 年 12 月 7 日は 32 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 50 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 10 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 12 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 2 月 1 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格取得日に係る記録を 50 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年 12 月は 9 万 8,000 円、51 年 1 月は 9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格喪失日に係る記録を同年 9 月 11 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日まで

A 社及び B 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険

の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「資格辞令」、「給与辞令」及び当時の同僚の供述から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和50年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された「給料明細」のうち1枚は、A社に勤務していた従業員から提出された「給料明細」と様式が一致している。さらに、同社等の業務を承継したC社の厚生年金保険事務担当者は、当時のA社における保険料控除は翌月控除である旨供述しているところ、当該「給料明細」に記載された厚生年金保険料の控除額及び当時の保険料率を基に検証した結果、当該「給料明細」は、同社が同年12月に支給したものであり、同年11月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、「給料明細」を所持していないものの、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載のある従業員に照会し、回答のあった13人のうち9人が、自身が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日が同日である旨回答している。また、当該9人の入社年月日は、いずれも当該被保険者名簿に記載された厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることから、厚生年金保険の被保険者資格取得日について、申立人のみが他の従業員と異なる取扱いであったとは考え難く、申立人は、同年10月1日の入社と同時に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、「給料明細」の報酬月額及び保険料控除額から判断して、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主及び厚生年金保険事務担当者は既に死亡しており、当時の取締役の代理人は、関係書類を保存していないため、申立てに係る厚生年金保険料の納付状況は不明である旨供述していることから確認することができない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合においては、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和50年10月及び同年11月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に昭和50年12月1日から継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された「給料明細書」のうち2枚は、B社に勤務していた従

業員から提出された「給料明細書」と様式が一致している。さらに、同社の業務を承継したC社の厚生年金保険事務担当者は、当時のB社における保険料控除は翌月控除である旨供述しているところ、当該「給料明細書」に記載された厚生年金保険料の控除額及び当時の保険料率を基に検証した結果、当該「給料明細書」は、同社が昭和51年1月及び同年2月に支給したものであることが確認でき、申立人は、50年12月及び51年1月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、「給料明細書」における保険料控除額から、昭和50年12月は9万8,000円、51年1月は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社の現在の理事は、当時の厚生年金保険については不明である旨供述しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された「給料明細書」のうち1枚は、B社に勤務していた従業員から提出された「給料明細書」と様式が一致している。さらに、同社の業務を承継したC社の厚生年金保険事務担当者は、当時のB社における保険料控除は翌月控除である旨供述しているところ、当該「給料明細書」に記載された厚生年金保険料の控除額及び当時の保険料率を基に検証した結果、当該「給料明細書」は、同社が昭和51年9月に支給したものであることが確認でき、申立人は、同年8月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、「給料明細書」における保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社の現在の理事は、当時の厚生年金保険については不明である旨供述しており、ほかに確認で

きる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は平成3年3月21日、資格喪失日は6年4月1日であると認められることから、申立人のB社における資格取得日（平成3年10月1日）及び資格喪失日（平成6年3月31日）に係る記録を取り消し、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届けた標準報酬月額であったことが認められることから、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月21日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から11年8月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の一部期間の厚生年金保険加入記録が無く、標準報酬月額について、実際に受けていた給与に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業と財務担当の役員として勤務していたものの、厚生年金保険関係の事務手続に関与していなかった。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②について、標準報酬月額が実際に受けていた給与に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社の当時の事業主及び従業員の回答から、申立人が同社に平成6年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日の後の同年4月7日付けで、申立人の同社における資格喪失日は、同年3月31日と記録され、標準報酬月額については、3年3月から6年2月までの期間について、当初記録されていた53万円から8万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、平成6年10月27日付けで、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年3月31日）は、4年2月1日に訂正され、また、申立人の同社における資格喪失日（平成6年3月31日）は、3年10月1日に遡って訂正されていることが確認できる。

さらに、平成6年10月27日及び同年10月28日付けで、申立人のB社における資格取得日は3年10月1日、資格喪失日は6年3月31日と、遡って記録されていることが確認できる。これについて、日本年金機構は、申立期間①に係る記録の入力処理の基となる当時の届出書類等が保管されていないため、社会保険事務所における当該訂正処理の経緯等を確認することはできない旨回答している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるところ、当時の複数の従業員は、申立人が厚生年金保険事務に関わっていない旨回答している。また、同社の当時の事業主は、標準報酬月額額の減額等の訂正に係る届出事務を自ら行った旨供述していることから、申立人は、当該資格喪失処理及び標準報酬月額額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、申立期間①については、A社の当時の複数の従業員は、申立人は営業担当役員であり、当該期間における勤務形態・勤務内容に変化は無かった旨供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、同社は、申立期間①において法人であり、常時従業員を雇用していたことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社で申立人が平成3年10月1日に資格を喪失した旨の処理及びB社における資格取得日を同年10月1日、資格喪失日を6年3月31日とする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該取得及び喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

また、A社が適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を取り消し、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成6年4月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、平成6年4月から同年10月までの期間は8万6,000円、同年11月から11年7月までの期間は9万2,000円と記録されているが、申立人から提出された雇用保険受給資格者証に記載された7年1月から同年6月までの期間に係る離職時賃金日額を基に検証した結果、申立人の給与支給月額が約50万円であったことが確認できる。

しかしながら、B社の当時の事業主は、申立期間②当時の同社に係る厚生年金

保険の保険料控除状況に関する資料が全て処分されているため確認することができない旨供述しており、申立人及び申立期間②に同社に勤務していた従業員のうち連絡の取れた従業員は、いずれも当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を所持していないことから、申立人の保険料控除状況について確認することができない。

また、B社における当時の従業員は、同社は、社会保険料の滞納があったので、社会保険担当役員が社会保険事務所と相談の上で、報酬月額を実際よりも低くして届出することを決め、社長を含め、社員全員の標準報酬月額報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くした期間があり、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料控除を行っていた旨供述している。

さらに、B社に係るオンライン記録では、遡って記録の訂正が行われた形跡は無く、不自然な訂正処理は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 36 年 6 月 23 日、資格喪失日が 38 年 11 月 21 日とされ、当該期間のうち 36 年 6 月 23 日から同年 12 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格取得日を昭和 36 年 6 月 23 日とし、申立期間の標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 23 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社 C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、申立人の被保険者資格取得日を誤ったとして、既に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の訂正の届出を年金事務所に対し提出していることから、同届出書に記載された資格取得年月日に基づき、昭和 36 年 6 月 23 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 36 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が49年4月1日とされ、当該期間のうち同年3月25日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和49年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和49年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年 10 月 25 日、資格喪失日が 41 年 6 月 25 日とされ、当該期間のうち同年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店に係る資格喪失日を昭和 41 年 6 月 25 日とし、申立期間の標準報酬月額を 5 万 6, 000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を誤ったとして、既に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の訂正の届出を年金事務所に対し提出していることから、同届出書に記載された資格喪失年月日に基づき、昭和 41 年 6 月 25 日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 41 年 4 月の事業所別被保険者名簿の記録から、5 万 6, 000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年10月25日、資格喪失日が平成2年12月10日とされ、当該期間のうち昭和62年10月25日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格取得日を昭和62年10月25日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月25日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、申立人の被保険者資格取得日を誤ったとして、既に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格の訂正の届出を年金事務所に対し提出していることから、同届出書に記載された資格取得年月日に基づき、昭和62年10月25日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年11月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 56 年 10 月 19 日、資格喪失日が 57 年 3 月 25 日とされ、当該期間のうち 56 年 10 月 19 日から同年 11 月 25 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C支店に係る資格取得日を昭和 56 年 10 月 19 日とし、申立期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 19 日から同年 11 月 25 日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社は既に訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴書及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、A社に昭和 56 年 10 月 19 日に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 56 年 11 月のオンライン記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :	} 別添一覧表参照
基礎年金番号 :	
生 年 月 日 :	
住 所 :	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 8 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年 7 月分給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
13575	女		昭和45年生		平成16年7月8日	23万 6,000円
13576	女		昭和50年生		平成16年7月8日	21万 2,000円
13577	女		昭和50年生		平成16年7月8日	21万 2,000円
13578	女		昭和50年生		平成16年7月8日	20万 9,000円
13579	女		昭和48年生		平成16年7月8日	17万 3,000円
13580	女		昭和55年生		平成16年7月8日	19万 5,000円
13581	女		昭和55年生		平成16年7月8日	19万 5,000円
13582	女		昭和55年生		平成16年7月8日	3万 円
13583	女		昭和58年生		平成16年7月8日	3万 円

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成元年6月から同年9月までは44万円、同年10月から3年2月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から3年3月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月26日より後の同年7月3日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、元年6月から同年9月までは44万円から30万円に、同年10月から3年2月までは47万円から30万円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人のほかにも申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正処理されている者が確認できる。

一方、申立人から提出された平成2年分及び3年分の所得税の確定申告書の控えに記載がある社会保険料控除額は、47万円の標準報酬月額で計算した社会保険料控除額とおおむね一致する。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の元代表取締役及び複数の元従業員は、申立人が、営業担当であり、社会保険の事務手続には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成元年6月から同年9月までは44万円に、同年10月から3年2月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月15日から同年11月1日まで

申立期間については、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社における異動時の手続誤りと思われるので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の清算人から提出された回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年10月15日に同社C支社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から同年10月1日まで
昭和44年4月1日から現在までA社及びB社に継続して勤務しているが、A社C工場へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書、従業員台帳及び辞令等から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年9月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和 35 年1月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月21日から35年1月7日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社B営業所に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社（A社の親会社）が保管する退職者一覧台帳、申立人から提出された社員調査票及び当該調査票を作成する上で申立人が作成した職場異動に関する資料から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 35 年1月7日に同社B営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B営業所における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

A社の給与明細書で、6か月分の厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険事務所（当時）の加入記録が5か月分しかないのは納得できない。給料明細書を提出するので、保険料が控除されている6か月間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給料明細書において「8月31日退職」と記載されていることから判断すると、申立人は、A社に昭和60年8月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和60年3月1日、資格喪失日は同年8月30日と記録され、被保険者期間は同年3月から同年7月までの5か月間とされている。

これに対して、申立人は、A社に勤務していた申立期間に係る給料明細書で、昭和60年3月から同年8月までの期間に支給された給与から、6か月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和60年8月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年8月の給料明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当時の資料が無いため、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年1月22日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月の標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年10月1日まで
② 平成4年12月31日から5年1月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が低額になっていることが判明した。給与明細書は持っていないが、給与の支給額は標準報酬月額より多かったように記憶しているので、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。また、退職したのは平成5年1月21日頃と記憶しているので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①における申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年1月1日）の後の平成5年1月28日付けで、38万円から32万円に遡って減額訂正されていること及び申立期間②における申立人の資格喪失日が同年1月28日付けで、4年12月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間②について、雇用保険の加入記録及び従業員の供述から判断すると、申立人が平成5年1月21日までA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立期間②に同社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記処理を遡って行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正し、申立人の申立期間②に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日で

ある平成5年1月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、4年11月の社会保険事務所の記録から、41万円にすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年5月まで

私は、結婚後に区役所で国民年金の加入手続を行い、後日未納期間の国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。納付期限が過ぎたため、社会保険事務所（当時）に相談したところ、自宅に集金担当者が来てくれることになり、13 万円くらいの保険料を集金人に納付し、残りの保険料は後でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続後に送付された未納の過年度保険料の納付書について、金融機関の収納取扱期限を過ぎたため、社会保険事務所（当時）に相談したところ、集金に来てくれることになり、集金人に納付したと説明しているが、過年度保険料の納付書に記載される金融機関の収納取扱期限は保険料の時効期限とされており、当該期限を過ぎた場合には、時効により保険料を納付できないこと、また、申立期間直後の平成2年6月から同年10月までの期間の保険料は、過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、申立期間の保険料の納付期限が経過していたとすれば、当該期間の過年度保険料については集金人に納付することが可能であったと考えられること、さらに、申立人は、約13万円と5万円の過年度納付書が送付されたと説明しているが、申立人の居住していた区では、過年度保険料納付書は基本的に年度単位で発行していたとしており、上記金額は、申立期間の年度単位の保険料と大幅に相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで
私の父は、私が大学卒業後の昭和 47 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとされる父親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点では 51 年 3 月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、申立人は、申立期間当時に現在所持する年金手帳以外の別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は申立期間当時の保険料額の記憶が曖昧であり、保険料を遡って納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9338（事案 2734 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私は、大学卒業後に国民年金の加入手続及び免除申請手続を行い、免除終了後は親の仕送りで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所の記憶が曖昧であるほか、当該期間当時は父親からの仕送りを受けて保険料を納付したと説明しているが、当該期間直前の昭和 59 年度は申請免除を受けて保険料を納付していないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間当時は就職を前提とするアルバイトの収入と父親からの仕送りもあったため、申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、今回の申立人の主張及び申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、納付についての新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月まで

私は、区役所から国民年金保険料の未納の連絡が来たので、昭和 41 年 10 月頃に未納となっていた保険料を区役所でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時居住していた区から保険料の未納の連絡を受けて納付が遅れていた保険料をまとめて納付したと説明しているが、納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 41 年 8 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料の過半は時効により納付することができないほか、申立人が納付したとする区では過年度保険料の収納を行っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年4月までの期間、3年3月から同年6月までの期間及び7年9月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から同年4月まで
: ② 平成3年3月から同年6月まで
: ③ 平成7年9月から9年3月まで

私は、いつごろ、どのように国民年金に加入したか定かではないが、国民年金保険料は全て納付してきたはずである。申立期間①、②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①及び②については、申立人は保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された平成3年4月時点では、申立期間①のうち元年2月の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は区職員から保険料納付の督促の電話連絡を受け、分割払い用の納付書を送付してもらい保険料を納付したと説明しているが、申立人は、平成7年9月に会社を退職した後に国民年金の再加入手続を行った記憶は無く、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年9月まで

私は、申立期間当時は実家に住所を残していたため、父親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親から国民年金を納付しているという話を具体的に聞いた記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から同年11月まで

私は、平成4年8月に会社を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年8月に会社を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号の払出しは、平成3年4月頃に既に行われ平成3年7月から同年11月までの期間の保険料は納付されているものの、その後、4年8月の会社を退職した後の同切替手続について、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間の資格の得喪記録の記載が無く、申立人が厚生年金保険から申立期間に係る国民年金への切替手続を行ったことを確認することができない。これらのことから、申立期間当時において、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人は、「平成4年12月の年末調整の際に国民年金保険料の社会保険料控除の申告を忘れ、5年2月に所得税の還付申告を行った。」と述べているものの、当該還付申告に関わる資料は保存されておらず、社会保険料控除の内容を確認することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月から 12 年 3 月まで

私は、20 歳の平成 8 年ごろに国民年金の免除申請をした。その後、ゆとりができたので申立期間を含む平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料は A 市で、毎月、納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの期間の国民年金保険料は A 市で、毎月、納付していた。」と述べているが、オンライン記録によれば、平成 11 年 4 月から同年 7 月の期間の保険料は同年 6 月に、同年 8 月から同年 10 月の期間の保険料は 12 年 1 月に、同年 11 月の保険料は 12 年 3 月にそれぞれ納付されていることが確認できることから、申立人の、毎月、保険料を納付していたとする主張に整合性が認められない。

また、オンライン記録によれば、平成 14 年 1 月に申立人に対し過年度納付書が発行された記録があり、申立期間のうち、当該時点で過年度納付できる 11 年 12 月以降の期間の保険料が未納であったために同納付書が発行されたものと推認でき、さらに、申立期間直後の 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の学生特例納付の申請を 12 年 4 月に行っていることが確認できる。これらのことから、当該過年度納付書は、申立期間である 11 年 12 月から 12 年 3 月までの期間の納付書であり、かつ、14 年 1 月から同年 4 月までの期間において納付されなかった可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9346（事案 256 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 51 年の 2 月か 3 月頃、市役所で転入手続を行うとともに、国民年金に加入した。そのときに特例納付の制度を知り、1 か月分の給料（10 万円）で過去の国民年金保険料を納められるのであれば納めたいと考え、給料が支給されるのを待って、翌月の初めに市役所の窓口で保険料 7、8 万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しは、昭和 51 年 3 月 10 日であり、申立人は、51 年 3 月もしくは 9 月頃に A 市役所か B 区役所の窓口で特例納付の説明を聞いたとしているが、この時期は特例納付期間ではなく、B 区又は A 市の担当者が特例納付の説明を行ったとは考え難い。また、申立人は国民年金保険料を特例納付により A 市役所か B 区役所の窓口で納付したとしているが、当時、同区又は同市の窓口では特例納付の保険料の収納は行われていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 51 年 3 月又は同年 4 月頃に A 市役所で申立期間の保険料を特例納付したと主張しているが、納付したとする時期は特例納付の実施期間では無く、当委員会における口頭意見陳述の結果からも、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 62 年 6 月まで

私の夫は、私がまだ国民年金に加入していない申立期間当時、私が婚姻した昭和 58 年 12 月以降の私と義母の国民年金保険料を商工組合の地区支部に現金で納付していた。時期ははっきりしないが、地区支部では以前に保険料の収納に関して問題が発生したと聞いている。また、62 年 2 月に夫から年金について問われ、社会保険事務所（当時）で年金手帳の再発行手続きを行い、すぐに送付されてきた納付書で申立期間の保険料約 70 万円を 4、5 回に分けて銀行で納付した。このため、私の婚姻後の期間に係る保険料は商工組合地区支部及び銀行で二重に納付したことになる。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、商工組合地区支部に納付したとする保険料額、納付方法及び納付期間に関する記憶が曖昧である上、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月以降の保険料を夫が納付してくれたとしながら、申立期間より後の 62 年 2 月に国民年金の加入手続きを行うまでは国民年金に未加入であったと説明しており、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていない未加入期間については、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は昭和 62 年に社会保険事務所で国民年金の手帳の再発行手続きを行ったと説明するが、申立人が所持する年金手帳の記載によると、62 年 2 月 13 日に厚生年金保険に係る年金手帳の再発行手続きを行ったことは確認できるものの、当該時点で、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、申立人が昭和 62 年に納付したとする申立期間の納付金額約 70 万円は、申立

期間の保険料額を合計した金額とも大きく相違する上、申立人の手帳記号番号が払い出された平成元年 10 月時点は、特例納付の実施期間ではなく、オンライン記録によると、昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの保険料を同年 10 月に、同年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 11 月に納付していることは確認できるものの、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、会社退職後の昭和 59 年 12 月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時納付していたとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の平成元年 5 月に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な昭和 62 年 4 月分までの保険料を遡って納付し、その後は、現在に至るまで全ての保険料を納付していることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から8年1月まで
② 平成8年3月

私は、両親に勧められて国民年金に加入したが、国民年金保険料を納付していない時期があり、平成8年11月の婚姻を契機に、夫と相談して預金を引き出し、納付可能な2年分の保険料を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成8年11月の婚姻を契機に2年分の保険料を遡って納付したと主張しているが、申立期間①は、8年11月時点で遡れる2年間よりも短い7年4月以降の期間としている上、申立人からは、当時の保険料の納付状況等の説明について、電話及び文書による照会に対して協力を得られないため、申立期間の納付書の入手方法、保険料の納付時期、納付額及び納付場所等の納付状況等の詳細が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで
私は、昭和 61 年 1 月に会社を退職後、しばらくしてから国民年金の加入手続きを行い、同年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年の秋頃にまとめて 1 回で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括で納付したとする保険料額は申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく異なり、申立人が説明する納付時点では、申立期間の保険料は過年度分及び現年度分に分かれるため、複数枚の領収証書が発行されるところ、申立人は受領した領収証書は 1 枚であったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）においては、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無いなど、申立期間当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの期間及び平成15年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から同年6月まで
② 平成15年7月から同年9月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した3か月後から外国に1年間行っており、帰国した3か月後に再び就職した。就職後も、申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきていたので、預金を下ろして6か月分をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付する際に預金から引き出したとして、平成15年10月10日から16年11月1日までの預金通帳の入出金記録のコピーを提出しているものの、その出金記録のうち、どの出金が保険料を納付した際のものであるか分からないと申立人自身も説明している上、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付を行った状況に関する記憶が曖昧である。

また、平成14年4月には、保険料収納事務が国に一元化されるとともに、金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、申立期間は金融機関等及び社会保険事務所（当時）が事務処理を誤ったとは考え難い時期であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は加入手続時期、手続場所、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 9 月時点及び申立期間直後の 60 年 7 月から同年 9 月までの保険料が納付された 62 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年2月までの期間、平成3年6月から4年1月までの期間及び9年8月から14年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年2月まで
② 平成3年6月から4年1月まで
③ 平成9年8月から14年6月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②は私が加入手続を行い、その後、父が保険料を納付してくれていた。さらに、申立期間③については、自分で加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人及び国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする父親は保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である上、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は加入手続の場所、申立人及びその父親は保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間③については、申立人は加入手続の場所及び納付額の記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、当該期間当初の平成9年8月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の加入勧奨事象が発生して加入勧奨が行われたものの、15年2月25日に勧奨関連対象者一覧が作成されていることから、当該時点まで申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったことが確認できる上、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができ

ない期間であるなど、申立人及びその父親が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を出張所で行い、父の口座から国民年金保険料を納付してくれていた。両親が転居した後は、私自身が郵便局から保険料を納付しており、被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び母親自身が転居するまで申立人の保険料納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、郵便局から国民年金保険料を納付していたと説明しているが、納付時期、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和57年10月29日に被保険者資格を喪失したことが記載され区の確認印が押されていること、申立人が当時居住していた区では、50年頃から電算機処理を行っており、加入及び喪失については、届出書をもとに入力処理を行っていたこと、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月から13年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月から13年8月まで

私は、会社退職後の平成12年5月から13年9月まで海外に在住した。帰国後、国民年金保険料を請求され、就職した14年3月又は4月に郵便局から一括納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、戸籍附票から申立人は平成12年5月29日から13年9月7日まで海外居住期間であったことが確認でき、申立期間は海外在住による未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳には平成12年5月30日喪失及び13年9月7日取得と記載され、オンライン記録とも一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9357

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、大学を卒業して厚生年金保険に加入している最中も、母が納付してくれていた。社会保険事務所（当時）は、納付していた事実を認めてくれたが、その保険料は還付されたと説明している。しかし、当時、母が記載していた家計簿にそのような記載は無く、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の還付整理簿には申立人の住所、氏名、還付理由、還付金額、還付決定日、還付支払日等が明確に記載されており、この記録内容に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年8月まで

私は、平成10年9月の就職1か月前くらいに、未納としていた申立期間の国民年金保険料1年分を一括で納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成10年9月に就職する1か月前くらいに、未納としていた申立期間の保険料を遡って一括納付したと説明しているが、オンライン記録から申立人に対する過年度納付書は11年6月7日に発行されていることが確認でき、当該過年度納付書が発行されるまで申立期間は未納期間であったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から54年6月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の加入及び納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年7月に払い出されており、申立人の父親は、当該払出時点で過年度納付することが可能な54年7月から56年3月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、別の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 12 月まで

私は、勤めていた会社で国民年金に加入し、国民年金保険料は会社が引き落として納付していた。昭和 55 年 3 月の会社退職後は私がアルバイトをしながら保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人の所持する国民年金手帳から国民年金加入期間である事が確認できる上、納付書が発行されており、記録管理上の過誤があると考えられる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人が勤めていた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人は、会社担当者が国民年金の加入手続きを行い、在職中は会社が給与から天引きにより保険料を納付していたと説明しているが、申立人の加入手続きを行ったとする会社担当者から加入及び納付状況を聴取することができないため、当時の状況は不明である。また、申立人の所持する国民年金手帳の住所欄には自宅住所が記載されており、納付書は自宅に送付されたものと考えられるが、申立人は、勤務先の会社に納付書を持参した記憶は無いと説明している上、オンライン記録から、申立人が当時勤務していた会社の同僚 4 人は、いずれも当該期間の自身の保険料を納付していないことが確認できるなど、申立人が勤めていた会社から当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料を自宅そばの郵便局で納付したと説明しているが、当時郵便局で

は現年度保険料の収納を行っていない上、納付したとする金額等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める事はできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から同年4月まで

私は、次の会社に入社する前の平成9年5月頃に区役所で申立期間の国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の前後は厚生年金保険被保険者であったが、申立人の所持する国民年金手帳の記録欄には申立期間に係る被保険者資格取得の記録は記載されておらず、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の妻は、昭和 53 年 6 月の婚姻を機に、区の出張所で私の国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を 2 年間遡って納付し、その後は役所から送られてくる納付書で保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び妻は、当委員会における口頭意見陳述の結果を踏まえても、申立期間当時の年金手帳、保険料の納付金額、申立期間中の転居時の国民年金に係る住所変更届に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 63 年 5 月頃に払い出されており、オンライン記録によると、当該払出日から過年度納付することが可能な申立期間直後の 61 年 4 月から 63 年 3 月までの 2 年間の保険料を 3 回に分けて納付していることが確認できるものの、当該払出日では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 11 月までの期間及び 63 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 61 年 11 月まで
② 昭和 63 年 9 月

私の母は、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、その後、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得に関する記載が無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 2 月までの期間及び同年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 2 月まで
② 平成元年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 63 年 11 月と平成元年 4 月に会社を退職した際、それぞれ国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に、父が経営する店に来る金融期間の集金人に、又は市役所支所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額及び加入手続時に交付された年金手帳の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 2 年 6 月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間②直後の元年 10 月から 2 年 3 月までの保険料は、遡って過年度納付されていることが確認でき、一方、一緒に保険料を納付していたとする父親は、当該期間の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立人と父親とでは納付方法及び納付の時期が異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年4月から同年6月まで

私は、国民年金の加入期間に国民年金保険料の漏れがあるといけないと父から言われ、昭和 58 年4月頃、区役所の出張所で加入手続きを行い、窓口で3か月の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続と同時に3か月の保険料を納付したと説明するが、納付金額に関する記憶及び申立期間当時の年金手帳の受取時期や手帳の色に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 61 年2月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年12月までの期間、6年4月及び同年5月、7年12月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から同年12月まで
② 平成6年4月及び同年5月
③ 平成7年12月から8年2月まで

私は、会社を転職するに際し、市役所から指摘を受けて国民年金の加入手続を行っており、未納となっていた国民年金保険料は、平成8年に区役所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続時期、手続場所、保険料の納付時期、納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成8年時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない上、申立期間②は過年度納付となるため、区役所では保険料を納付することができず、申立人の基礎年金番号が付番された9年1月1日の前に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、当該付番時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③直後の平成8年3月及び同年4月の保険料は10年4月24日に過年度納付されており、当該納付時点では申立期間③は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 5 月
③ 平成 3 年 9 月
④ 平成 4 年 2 月
⑤ 平成 4 年 8 月
⑥ 平成 5 年 1 月
⑦ 平成 5 年 3 月

私は、20 歳のときは国民年金に加入していなかったが、22 歳頃、母に勧められて姉とほぼ同じ時期に国民年金に加入し、現年度の国民年金保険料を納付しながら、同時に 20 歳に遡って未納であった保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①については、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 5 年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間である。また、申立人は「現在所持している国民年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付回数、納付金額等の記憶が曖昧である。

なお、申立人は、「姉とほぼ同じ時期に国民年金に加入した。」と述べているが、申立人の姉の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立人の払出し時期より後

の平成5年10月頃に払い出されたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間の②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料等が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の記憶は曖昧である。

また、申立期間の②、③、④、⑤、⑥及び⑦は6回に及び近接した期間において、行政側がこれだけの回数の事務処理の誤りを起こすとは考え難い。

なお、申立人は、平成19年9月20日に、当時居住していた区役所で国民年金の納付記録を確認した際、申立期間②及び③については、未納であると指摘されなかったことから、何らかの行政上の記録の誤りがあったと主張しているが、当時作成された書類には「198月納付」と記載されており、当該書類が作成された時点のオンライン記録における申立人の納付月数と一致しており、当該時点で、申立期間の②及び③は、未納期間であったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間の②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 47 年に大学を卒業したが、就職をしていなかったので、卒業の年の 7 月までに母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を 51 年 6 月に結婚するまで納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする母は、既に死亡しており、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 53 年 2 月 9 日に払い出されており、申立期間は、当該払出の時点で時効により保険料を納付することができない期間である。加えて、申立人は、現在所持している手帳以外に手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 3 月まで

私は、専門学校に入学した昭和 62 年 4 月に、市役所に、国民年金保険料の納付書と学生証を持参し、収入が全くなかったことから保険料の全額免除の申請を行った。その後、申立期間中の 63 年 4 月及び平成元年 4 月にも、郵送された納付書を持参して同様の手続を行った。申立期間が国民年金に未加入とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、専門学校に在籍していることから、当該期間は国民年金の任意加入適用期間であり、免除申請することはできない。

また、申立人は、「専門学校入学後の昭和 62 年 4 月に、市役所で、国民年金保険料を納付できないことを相談の上、手続を行った。」と述べているが、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者でなくなった日 昭和 62 年 4 月 17 日」の記載があり、申立人が免除申請と述べている手続は、国民年金の資格喪失手続だったものと考えられる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを確認できる資料が無い上、申立人は、「免除承認通知書を受け取った記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月から 57 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月から同年 6 月まで

私の妻は、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間の②については、妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、申立人の妻は、「婚姻した昭和 56 年 5 月に、区役所で、私たち夫婦の国民年金の加入手続を一緒に行った。」と述べているが、オンライン記録によれば、同夫婦が婚姻した 56 年 5 月時点では、申立人の妻は、共済組合に加入していることが確認できる上、手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻が共済組合脱退後の 57 年 6 月に、申立人及びその妻の国民年金の手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人及びその妻の手帳記号番号の払出時点で、申立人の妻が申立期間の①において共済組合に加入していたため、申立人の申立期間の①は、任意加入の適用期間であり、未加入期間とされている。このため、未加入期間である申立期間の①の国民年金保険料は、制度上、遡って納付することはできず、申立人の妻は、手帳記号番号の払出時点で、当該未加入期間を除いた時効期限内に納付できる申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 4 月までの期間の保険料を遡って納付したものと考えられる。

申立期間の②については、オンライン記録によると、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することはできない。また、申立人が所持する年金手帳にも、当該期間が国民年金の加入期間であったことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、申立人が所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持し

ていた記憶が曖昧であるなど、申立期間の①及び②当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の妻が申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9379（事案 579 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の母は、私の学生時代の国民年金保険料を納付していた。母が亡くなる間際にも遺言のように「加入と納付の事実」を言われた。申立期間のうち、昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの期間の保険料は、国民年金制度の発足に当たり、私の大きな資金が投入されているはずであることから、制度の一般的な適用の始期ではなく、34 年から納付されているものと認識している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与していないため、加入状況及び納付状況が不明確であるほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続は、申立人がA振興会を退職した平成 10 年 4 月 21 日以降に行われ、資格取得日は昭和 35 年 10 月 26 日に遡っていたことが確認できること、iii) 社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿を入念に調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間当時、申立人が居住していたB区においても申立人の加入記録は確認できないことにより、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、昭和 34 年 4 月から 36 年 3 月までの期間についても、申立てをしているが、当該期間については、国民年金保険料の収納対象期間とされておらず、保険料の収納は行われていなかったことが、申立期間当時に申立人が居住していた区の広報及び国民年金法により確認できる。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、オンライン記録によれば、平成10年5月18日の記録追加により、未納期間として整備されたものであり、それまでは未加入期間であったものと推認できる。

なお、申立人は、自身と国民年金制度の創設には特別な関わりがあると述べているが、申立人と国民年金制度の創設との特別な関わりを示す資料は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 62 年 9 月まで
② 昭和 63 年 3 月から平成元年 11 月まで

私は、高校卒業後、伯父の店に勤めていたが、20 歳になった昭和 54 年に、伯父に勧められて国民年金に加入した。同加入手続は、勤務先の税理士が行ってくれた。その後、私、私の伯父又は私の母が、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料を納めなかったことはないと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 54 年に、勤務先の税理士が国民年金の加入手続をしてくれた。」と述べているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 4 年 2 月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人は、「現在、所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の①及び②は、当該払出時点において時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、当該税理士は既に死亡しており、当時の加入手続について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年 10 月 21 日の資格喪失及び 63 年 3 月 21 日の資格取得は平成 5 年 6 月 14 日に追加され、元年 12 月 26 日の資格喪失は 4 年 2 月 27 日に追加されており、申立期間の①及び②は、申立期間当時、未加入期間であったが、記録追加の際に未納期間として整備されたものである。

さらに、申立期間の①について、申立人が昭和 61 年頃に納付したとする国民年金保険料の金額は、58 年 4 月から納付したとする 61 年 3 月頃までの期間の保険料額と相違している上、申立人が納付したとする区の出張所では、過年度保険料を納付することは

できない。

加えて、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立期間の①の一部の期間について、申立人は、「同期間の保険料の納付は私の伯父又は私の母が納付していた。」と述べているが、申立人の伯父は、「申立人の保険料の納付に関与した記憶は無い。」と述べており、また、申立人の母は、当該期間の納付状況についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人、その伯父又はその母が、申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 9 年 11 月まで

私は、国民年金保険料の納付年齢となった 20 歳以降の申立期間において、納付書を受け取り市役所又は銀行の窓口で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、オンライン記録によると、平成 9 年 11 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、基礎年金番号の払出し時点において、申立期間の大部分の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続等に関する具体的な内容について、申立人に対して電話及び文書による照会を行ったが、十分な協力を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入手続等の詳細を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私の母は、1か月でも国民年金保険料を納付しないと年金を満額受給できないと知っていたため、姉が20歳になった時は、経済的な理由から保険料を納付できなかったが、私が20歳になった時からは、私と姉の保険料を一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成3年5月頃に払い出されたものと推認できる。また、申立人は、「母から現在所持する年金手帳を受け取った。」と述べている上、申立人の母は、「ほかに申立人の年金手帳を所持していたことはない。」と述べているなど、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、大学生であった。」と述べており、当該払出し時点において申立期間は、任意加入の適用期間として未加入期間とされたものと考えられ、当該期間は、制度上、遡って国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、「申立人が20歳になった平成元年*月からは、申立人とその姉の保険料を一緒に納付していた。」と述べているが、申立人の姉の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、申立人と81番違いで平成3年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の姉の平成元年5月から3年3月までの期間の保険料は、3年6月から5年1月までの期間において、過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の母は、納付していた保険料額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月
② 昭和 56 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月
④ 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に退職後、自身で国民年金の加入手続を行い、その後も厚生年金保険及び国民年金への切替手続は必ず行っていた。私の申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付してくれていた。申立期間の保険料が妻は納付済みとなっているのに、私の申立期間の①の保険料が未納とされ、私の申立期間の②、③及び④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在、オレンジ色の年金手帳を 1 冊所持しており、当該手帳には「滅失再交付 昭和 57 年 9 月 29 日」の押印があり、申立人は、「以前の勤務先の会社が紛失した手帳及び現在所持する手帳以外に、別の手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間の①、②、③及び④当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の①については、オンライン記録によると、平成 19 年 8 月に資格取得日を昭和 54 年 1 月 1 日から 53 年 12 月 31 日に、記録訂正した結果、未納期間とされたものであることが確認できる上、前述の再交付された年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和 54 年 1 月 1 日」と記載されていることから、申立期間の①は、57 年当時、国民年金に加入していなかった期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の②、③及び④については、前述の再交付された年金手帳に、当該期間の国民年金の被保険者資格の得喪記録の記載が無く、国民年金に未加入とされて

いる現在のオンライン記録と一致している。また、申立人は、「国民年金の手続は、国民健康保険の手続と一緒に必ず行った。」と述べているが、オンライン記録によると、昭和 54 年 8 月の国民年金保険料は、平成 19 年 8 月において昭和 54 年 8 月から厚生年金保険の被保険者となったことによる国民年金の資格喪失の記録が追加されたことに伴い、還付決議されている。これらのことから、厚生年金保険及び国民年金への切替手続をその都度行ったとする申立人の申立内容に整合性は見られない。

加えて、申立期間の①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付金額及び納付頻度等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、学校の非常勤講師として就職した昭和 52 年 4 月に、父に強く勧められて、国民年金と国民健康保険に加入し、57 年 4 月に共済組合員となるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付頻度等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 55 年 3 月 14 日に払い出されており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立期間のうちの昭和 52 年 4 月から 52 年 12 月までの期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立期間のうちの昭和 53 年 1 月から 55 年 1 月までの保険料は、遡って納付することが可能であるが、申立人は、「遡って保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人は、「昭和 56 年度分について免除申請をした記憶は無い。」と述べているが、A区が保管している国民年金手帳記号番号索引簿によると、当該資料の「備考欄」に「申免」と記載されていることから申立人の申立内容に整合性は見られない。

なお、申立人は、「国民年金保険料は、区役所や銀行で納付し、その後、仕事が忙しかったので口座振替にした。ただし、保険料の口座振替をしていた銀行の口座番号を記憶しておらず、銀行に照会したが、口座振替の記録の確認はできなかった。」と述べて

いる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から58年9月まで

私は、申立期間当時、公務員であったが、国民年金の被保険者になることができた。私の国民年金の加入手続については、私が妻に依頼して、昭和56年8月にA市で妻が私と妻の加入手続を行った。申立期間が国民年金に未加入であり、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちの昭和46年8月から58年8月までの期間については、申立人は、当該期間において共済組合員であることから、当該期間は、制度上、国民年金に加入することはできない期間である。

また、申立期間のうち、昭和58年9月については、オンライン記録によると、当該期間は、任意加入の適用期間であり、申立人が当該期間において任意加入手続をしなかったことから未加入期間とされているため、当該期間は、遡って、国民年金保険料を納付することはできない期間である。なお、オンライン記録によると、申立人は58年11月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和58年11月25日に払い出されている。

さらに、申立人は、「私の国民年金の加入手続については、私が妻に依頼して、昭和46年8月にA市で妻が私と妻の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の妻の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、B区において55年3月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 9 月まで

私は、昭和 47 年 9 月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 9 月に会社を退職してすぐに国民年金に加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、51 年 7 月 22 日に払い出されていることが確認でき、申立人は、「現在所持する手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうちの過半の期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付金額及び納付場所の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9387（事案 3139 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 54 年当時、妻と一緒に居住していたA市のB出張所に行き、同出張所の職員から「国民年金の特例納付制度があり、今ならあなたと奥さんの保険料を遡って一括納付できる。」と言われ一括納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

今回、新しい資料として、妻が特例納付していた証拠として、妻の納付状況表を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が特例納付で納付したと説明する金額は、昭和 54 年当時に実施されていた第3回特例納付の保険料額と大きく異なっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、妻が特例納付していた新しい資料として、オンライン記録による妻の納付記録を提出しているが、当該納付記録には国民年金に加入以来、特例納付により納付された記録は見受けられない。

さらに、申立人は、「当時居住したA市のB出張所で、納付書を発行してもらい、同出張所で納付した。」と述べているが、市では過年度分に係る収納は行っていなかったと説明しているなど、申立人が同出張所で第3回特例納付を行ったことを示す事情も見受けられない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことから、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に結婚し、第一子を妊娠したのを機に、46 年 3 月頃、私が A 区 B 出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。加入した際に、申立期間の特例納付の納付書を発行してもらい、同出張所で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 3 月頃に国民年金に加入した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 52 年 6 月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、「国民年金に加入したときに、担当者のアドバイスにより、2 年間に限り過去に遡って保険料を納付する特別の制度があることを知り、遡って納付した記憶がある。」と述べており、申立人の説明どおりに、手帳記号番号の払出し時点で、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの 2 年間の国民年金保険料が、遡って納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人に対して前述の申立人の納付状況を伝えたところ、申立人は、「昭和 46 年 3 月頃に自宅近くの A 区 B 出張所で加入手続を行うとともに、同出張所で申立期間の特例納付の納付書を発行してもらい、同出張所で納付した記憶がある。」とも述べている。しかし、前述のとおり申立人が述べている 46 年 3 月頃に手帳記号番号は払い出されておらず、区役所では、「出張所では保険料の過去分の収納は取り扱っていなかった。」と述べており、また、申立人の妻が加入したとする時期の納付方法は印紙検認による納付方法であったが、申立人は、「印紙による納付方法を知らない。」と述べて

いるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人が述べている納付金額は、過年度納付した場合の保険料額とも特例納付した場合の保険料額とも相違している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に結婚し、妻が第一子を妊娠したのを機に、46 年 3 月頃、妻が A 区 B 出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、以後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。加入した際に、申立期間の特例納付の納付書を発行してもらい、同出張所で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 3 月頃に国民年金に加入した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は 52 年 6 月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、「国民年金に加入したときに、担当者のアドバイスにより、2 年間に限り過去に遡って保険料を納付する特別の制度があることを知り、遡って納付した記憶がある。」と述べており、申立人の説明どおりに、手帳記号番号の払出し時点で、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの 2 年間の国民年金保険料が、遡って納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、保険料を納付したとする申立人の妻に対して前述の申立人の納付状況を伝えたところ、妻は、「昭和 46 年 3 月頃に自宅近くの A 区 B 出張所で加入手続を行うとともに、同出張所で申立期間の特例納付の納付書を発行してもらい、同出張所で納付した記憶がある。」とも述べている。しかし、前述のとおり申立人の妻が述べた 46 年 3 月頃に手帳記号番号は払い出されておらず、区役所では、「出張所では保険料の過去分の収納は取り扱っていなかった。」と述べており、また、申立人の妻が加入したとする時期の納付方法は印紙検認による納付方法であったが、申立人の妻は、「印紙による納付

方法を知らない。」と述べているなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、妻が述べている納付金額は、過年度納付した場合の保険料額とも特例納付した場合の保険料額とも相違している。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から42年3月までの期間及び45年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から42年3月まで
② 昭和45年1月から55年3月まで

私は、過去の国民年金保険料を遡って全て納付できるという案内が届いたので、分割で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、保険料額及び分割回数等の納付状況の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年4月頃に任意加入したことにより払い出されており、当該払出時点で、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時居住していた区の出張所で申立期間の保険料を遡って納付していたとしているが、当該出張所では申立期間の保険料を特例納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月までの期間及び 43 年 7 月から 48 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 6 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 48 年 9 月まで

私の国民年金保険料は、昭和 36 年頃から勤めていた事業所が納付してくれていたと思う。また、結婚後は、夫が納付してくれており、今からでも遡って納められるという時に、まとめて納付してくれたこともある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務先事業所及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、婚姻前の期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする当時の勤務先事業所に納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間①については、当該期間のうち昭和36年4月から42年3月までの期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、その後の42年4月から同年6月の未納期間は、平成4年1月の記録訂正により生じたものであり、当該記録訂正前は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人は、婚姻前に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年12月頃に払い出されており、申立期間①当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の勤務先事業所及び申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年12月は第2回特例納付実施中であり、申立人は、12か月分の保険料の特例納付を行っているこ

とが確認できるが、納付したとする申立人の夫は遡って納付した納付期間及び納付額の記憶が曖昧であり、当該期間の一部は夫も未納であることなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 58 年 12 月まで

私の母は、昭和 54 年 4 月に市役所で私の国民年金の加入手続をし、私自身が国民年金保険料を負担し、私と母で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 61 年 3 月頃に払い出され、申立人は、当該払出時点で納付可能であった 59 年 1 月以降の保険料を遡って納付しており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 49 年 1 月まで

私は、20 歳のときに両親の勧めにより区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は自宅近くの郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、電話等による照会に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明であるほか、戸籍の附票から、申立人は 20 歳当時に加入手続したとする区には居住していなかったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 51 年 12 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた事をうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の還付金が振り込まれたとする金融機関の口座を開設したことはなく、保険料を還付された記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録により、平成3年11月21日に還付決議され、申立期間の保険料相当額が金融機関口座に振込支払されていることが確認できる。

また、申立人は、当該金融機関口座を開設したことはないと説明しているが、金融機関に対する照会結果により、当該口座は申立人名義のものであることが確認できるなど、申立期間の保険料の還付記録を疑わせる事情は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は、母から国民年金の加入を勧められ、国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は付加保険料と合わせて集金人を通じて納付し、その後は金融機関等で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び加入時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、申立期間後の昭和51年4月23日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の特殊台帳の51年3月の欄に「この月以前不要」と印字され、保険料の納付を要しない旨が明示されていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 12 月までの期間及び 60 年 3 月から 61 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月から 52 年 12 月まで
② 昭和 60 年 3 月から 61 年 6 月まで

私は、厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人が所持する国民年金手帳には申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立期間②直後の昭和 61 年 7 月からの厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 7 年 2 月 1 日と記載されており、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間②については、一緒に加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の妻も当該期間が未加入期間となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する 2 冊の年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年9月までの期間及び5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から4年9月まで
② 平成5年10月

私の母は、市役所から国民年金の加入勧奨があったことから、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。加入後に、20歳以降の1年分の納付書が届き、郵便局で一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、国民年金の加入手続きを行った時期及び保険料を郵便局で一括して納付をした時期の記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年7月に払い出され、同年4月から9月までの保険料は同年9月に現年度納付された後、同年10月及び11月分の現年度保険料及び当該期間直後の4年10月分の過年度保険料は6年11月に納付されていることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間の保険料は時効期間経過後の平成7年12月に納付されたことから、当該期間の翌月の保険料に充当処理されたことがオンライン記録から確認できるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に私を国民年金に加入させ、父又は母の預金口座からの口座振替により国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする母親の加入手続等に関する記憶は乏しいとしている。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、申立期間直後に初めて被保険者となった厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人は、ほかに年金手帳を所持したことはないとしていること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は 20 歳以上の学生が任意加入適用期間とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期、保険料の納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、20 歳になったときに母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金の記号番号は、申立期間後の第 3 号被保険者資格取得の届出が行われた平成 5 年 7 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち 61 年 3 月以前の学生になる前の未納期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の 61 年 4 月以降の学生であった期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、母親は、申立人に年金手帳を渡した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に、申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9401（事案 585 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間についての納付記録が確認できなかった旨の回答をもらった。申立期間当時、父が母と私の家族 3 人分の保険料を納めていたはずであり、私だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人は、昭和 57 年 12 月から国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は 61 年 5 月ごろ A 区で払い出されたことが確認でき、これ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、この時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない。また、保険料を納付していたとする申立人の父親が既に亡くなっている上、申立人及びその母親も国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が確認できないほか、納付の有無について関係者の証言を得ることができない。さらに、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、父親が経営していた店の経営は順調であったので、申立期間の保険料を納付していたはずと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの期間、3年4月から5年6月までの期間及び6年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から3年3月まで
② 平成3年4月から5年6月まで
③ 平成6年1月から同年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年11月頃に払い出され、申立人の所持する年金手帳には初めて国民年金の被保険者となった日が当該期間直後の3年4月1日と記載されているなど、当該期間は当初から未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、上記のとおり、申立人の所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が当該期間当初の平成3年4月1日と記載されているが、オンライン記録から、6年6月22日に当該被保険者資格取得日は5年7月25日に訂正され、当該期間は当該記録訂正以降未加入期間とされていることが確認でき、申立期間③については、オンライン記録から、6年2月1日に同年1月16日の資格取得の記録が追加されているが、同年4月12日に当該資格取得が取り消され、当該期間は未加入期間とされていることが確認できる。また、申立人は、元年5月から5年7月まで外国留学し、帰国後の7年4月に就職する前に数か月間ホームステイで外国に居住していたと説明しており、

オンライン記録から、上記のとおり申立期間②及び③が6年4月及び同年6月に未加入期間に訂正され、申立期間②及び③に挟まれた期間の保険料は6年12月及び7年2月に過年度納付され、申立期間③直後の期間の保険料は6年10月から12月にかけて現年度納付されていることが確認できることから、6年頃に申立人の外国在住期間が把握され資格得喪記録が整備された後、最終的に未納期間とされた申立期間②及び③に挟まれた期間の保険料が過年度納付されたと考えられることなど、申立人が申立期間②及び③の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年3月まで
私の夫は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち50年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の50年7月以降の保険料については過年度納付することが可能であるが、申立人の夫は、保険料を遡って納付したとはしていないこと、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9407

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であり、当時、20歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたが、申立期間は未加入期間とされているため保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載が無く、申立人は申立期間当時に年金手帳を見たことが無いと説明しているなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 7 月末に会社を退職した後、時期ははっきりしないが、区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 60 年 7 月末に会社を退職した後に国民年金の加入手続きを行い保険料をまとめて納付したと説明しているが、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が定かで無く、納付したとするものが国民年金保険料だったかどうかの記憶も曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を元に平成 9 年 1 月に付番されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、これまで 2 冊の年金手帳を所持していたと説明しているが、申立人に対し、厚生年金保険の記号番号が 2 度付番され、現在は統合されていることがオンライン記録及び申立人が現在所持する年金手帳の記載により確認できるなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずだ。
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入時期、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20 歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の所持する国民年金手帳には、はじめて被保険者となった日は 61 年 4 月 1 日と記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 59 年 3 月

私は、平成 3 年か 4 年頃に国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料の未納期間があるので納付するように言われ、申立期間の保険料を遡って一括納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を一括納付した際の納付金額は約 6 万円だったと説明しているが、当該金額は申立期間の保険料額と大きく異なる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 12 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であること、申立人は申立期間当時は年金手帳を所持していないと思うと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間②は国民年金の未加入期間であるため保険料は納付できないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から 53 年 7 月 24 日まで
② 昭和 53 年 8 月 31 日から 62 年 11 月 1 日まで

昭和 43 年頃取締役としてA社に入社し、その後副社長として経営全般をみていたが、1か月の厚生年金保険の加入記録しかないのは納得できない。同僚の名前を記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に勤務していた従業員 19 人に照会したところ、18 人が申立人を記憶しており、うち 13 人が、「申立人は営業担当取締役若しくは役員として勤務していた。」と供述していることから、時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 3 月 1 日であり、申立期間①のうち 43 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 28 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人の外国人登録原票変更登録欄には、昭和 57 年 7 月 1 日付けで、連絡先をB社に変更している記録が確認できる。

さらに、A社の元担当者等は、「ほとんどの外国人役員は、厚生年金保険には加入せず、社会保険料も控除していない。」、「正社員は全員厚生年金保険に加入していたが、パート及び非居住者は厚生年金保険に加入していなかった。」、「申立人は、当時外国籍であり、A社在職当時は、申立人は日本に永住するつもりは無く、社会保険は不要と聞いたことがある。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで期間のうち約 44 か月

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、海外勤務期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額より低く記録されている。申立期間は海外事業部に勤務し、C 国での 24 か月及び D 国での 20 か月の計約 44 か月の期間は、給与が国内勤務の約 1.5 倍から 1.8 倍であったと記憶しているので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 局及び B 社から提出のあった申立人の出入国記録等により、申立人が申立期間に海外で勤務していたことは確認できる。

一方、B 社から提出のあった「海外建設工事派遣者規程」によると、海外工事派遣者の給与は、海外手当、内地給与、諸手当が支払われ、海外手当に対する社会保険料及び所得税は会社が全額負担し、内地給与から社会保険料及び所得税を控除して国内で支給する旨規定されている。

このことについて、B 社は、「海外手当は、海外赴任期間中に日割計算し、その一部又は全部を現地通貨に換算して本人に支給しており、そのため、赴任国でかかる保険料及び税金は、その全てを会社が負担している。また、社会保険については、内地給与を基に社会保険事務所（当時）に届出を行い、従業員の給与からは届け出た報酬額で決定した標準報酬月額に見合う保険料を控除しており、現在まで海外赴任者延べ約 600 人についても同様の扱いである。」と供述している。

また、企業年金基金から提出のあった申立人に係る加入員記録においても、申立期間の標準報酬月額は全て一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年6月まで

A社B支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に勤務し、関連する事業所の業務を行っていたと申し立てているところ、同社B支店は昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社本社は、「申立期間のB支店の記録は保存されていないため、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、不明である。」と回答している上、当時の代表者及び経理責任者は既に死亡していることから、同社B支店における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店に勤務していた従業員7人に照会をしたが、申立人を記憶している者はいなかったことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

なお、申立人が業務を行っていたとする事業所については、A社等の回答から、当時、C市に同社の代表者が個人的に開設したD社の存在が判明したが、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 4 日から同年 7 月 12 日まで
② 昭和 42 年 1 月 16 日から 44 年 9 月 21 日まで

年金問題が騒がれるようになってから、申立期間①及び②について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間①及び②の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、受給をしていないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 9 月 21 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名について脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13453（事案 2537、7208 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 26 日まで
第三者委員会の審議結果に納得ができなかったため、再申立てを行ったが、平成 22 年 3 月 10 日付けで通知が届き、私の申立ては認められなかった。
しかし、元同僚に、脱退手当金を受給していない旨の証言をしてもらえるので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 49 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 6 月 12 日に支給決定されており、事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は脱退手当金を受給していないことを示す資料として、元事業主の妻が作成した、申立人は脱退手当金を受給していないとする証明書を提出したが、当該証明書の内容からは、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再度の審議結果に納得できないとし、元同僚に脱退手当金を受給していない旨の証言をしてもらえらるゝとして、再度申し立てているが、証言の内容からは、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんゝ当たつての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆゑ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 49 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていること、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の同年 6 月 12 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年から19年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和16年から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係る昭和17年11月14日交付のA社の従業員証及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から判断すると、同年11月14日時点及び19年6月1日から20年9月15日までの期間は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和16年から19年5月31日までの期間については、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行前における労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）が17年1月1日から施行（保険料徴収は同年6月1日から）されており、16年から17年5月31日までの期間については、同法の施行前及び施行準備期間であることから、当該期間は被保険者となり得ず、また、同年6月1日から19年5月31日までの期間については、同法において女子労働者は加入の対象となっておらず、女子労働者である申立人は、当該期間において、被保険者となり得ない。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、上記厚生年金保険法により女子労働者も保険加入できることとなったが、当該期間は、保険料徴収までの施行準備期間であったため、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 1 日から 24 年 2 月 1 日まで

A 社（昭和 21 年 8 月頃に B 社から名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C 区にあった同社 D 工場で工場長として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A 社（所在地、C 区）において昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、同年 8 月 1 日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている同社での資格取得日及び喪失日は、同社（所在地、C 区）に係るオンライン記録と一致している。また、その後同社（所在地、E 区）において 24 年 2 月 1 日に改めて資格取得していることが確認できる。

一方、当時の従業員の供述及び申立人が A 社を退職後に入社した F 社（平成 19 年に G 社から社名変更）から提出された申立人の人事記録に記載の職歴から、申立人が申立期間当時、A 社に勤務し、同社 D 工場及び同社 E 工場での業務を兼務していたことが推認できる。

しかし、A 社は既に倒産し、事業主及び経理担当者が死亡していることから、同社 D 工場及び同社 E 工場での勤務状況、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは平成 2 年 2 月 28 日と記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の退職日は平成 2 年 2 月 28 日であるので申立期間は厚生年金保険の加入期間であると主張している。

しかし、B 社から提出された申立人が平成 2 年 2 月 6 日に作成した退職願及び決裁日が同年 3 月 20 日の申立人に係る退職についての決裁願には、それぞれ退職日が同年 2 月 20 日、同年 2 月 27 日と記載されている。

また、B 社の事務担当者は、申立人に係る退職についての決裁願に記載された退職日（平成 2 年 2 月 27 日）に申立人は退職したと考えられる旨供述している。

さらに、A 社の当時の経理責任者は、会社が一方的に退職日を決めることはなく、本人と人事担当者が相談の上、月末日の前日をもって厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行い、厚生年金保険料は控除しなかったと考えられると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 23 日から同年 7 月 1 月まで

A 社（現在は、B 社）の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できることから、同社の勤務が推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 7 月 1 日と記録されており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、「A 社における社会保険の届出事務を会計事務所等の外部機関に委託していた可能性がある。」と供述しているが、会計事務所等の名称を記憶しておらず、申立期間当時の厚生年金保険の手続について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間当時の給与明細書を保存していない上、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 10 年 7 月 1 日時点では、申立人以外に厚生年金保険の被保険者がいないため保険料控除について照会することができない。

加えて、B 社は、申立期間当時の人事記録及び社会保険の手続に関する資料等を保存しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、オンライン記録によると、申立期間の平成 10 年 6 月については、国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の記録が無いと申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出された申立期間の賞与明細書では、事業主により厚生年金保険料が控除されているものの、B社は、「申立人は、平成 16 年までの賞与が年 4 回支給だったので、賞与額を上乗せした標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を毎月の給与から控除しており、17 年 6 月の賞与から厚生年金保険料を控除すべきでないことが判明し、同年 7 月の給与で返金している。」とし、同社から提出された平成 17 年 7 月の賃金台帳により当該保険料が返金されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して訂正されていることが分かった。給与振込額が分かる預金通帳を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 44 万円とされているところ、平成6年10月24日付けで22万円に訂正されている。

このことについてA社は、当時の担当者は退職し、訂正届等の関連書類も残っていないが、賃金台帳に記載の保険料控除額は標準報酬月額 22 万円に見合う金額であり、平成6年の標準報酬月額の算定時に、申立人の取得時の標準報酬月額を誤って届け出たことに気づき、遡って訂正の届出を行ったのではないかとしているところ、同社が保管する申立期間の賃金台帳、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の回答により、申立人の申立期間における標準報酬月額が22万円であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年頃から 42 年 9 月 1 日まで
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間も当該事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間の一部を含む昭和 41 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 29 日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、資料も保存していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員に、資格取得日より前に当該事業所に勤務していた期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについて照会したが、資格取得日以前の保険料の控除についての供述は得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から13年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より少ない。同社では自分が取締役であり、社会保険を担当していたが、このような届出を行ったことは無く、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書は、申立期間を含まないそれ以前のものであるため、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社は、当時の資料を保管しておらず、元代表者である申立人の父から、当時の状況について明確な回答を得られず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社は景気が悪く、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）で父の標準報酬月額を低くする月額変更を行った。その数年前には、祖母、母の月額変更を行った。自分が社会保険担当者であり、自分しかそのような手続を行う者はおらず、自分が代表者印も管理していた。父は、代表者であるが、全く社会保険関連の手続は分からないと思う。」旨供述している上、同社の元従業員は、「平成8、9年頃から、同社は資金繰りが苦しく、自分は、9年8月に他の従業員と共にリストラされたため申立期間当時のことは知らないが、自分が在職していた時期に社会保険事務を担当していたのは申立人であった。」旨供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社において、社会保険及び保険料の納付に係る事務に関与していたと認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人の平成9年11月に係る随時改定は、申立人の父の同年11月に係る随時改定処理日と同日の同年11月25日に社会保険事務所にお

いて処理されていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 25 日まで
A社のB事務所に勤務していた申立期間の記録が無い。申立期間中、同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社のB事務所の複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社のB事務所の元従業員は、「申立期間当時、会社の経営状態は悪かった。同社では見習期間があり、厚生年金保険に加入しない者も複数いた。」旨供述し、申立人を記憶している上記複数の同僚も、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の夫は、申立期間当時の申立人に係る健康保険は、夫の被扶養者として加入していたとしている。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者の所在を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 5 日から同年 6 月 15 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元代表者の氏名及びA社の所在地が、同社の商業登記簿謄本において記載されていることから、時期は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、オンライン記録から、上記元代表者は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人が記憶する上記元代表者及び同僚の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 7 月まで

A校に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同校に産休代替職員として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A校の回答から、申立人は、昭和 59 年 3 月 18 日から同年 7 月 9 日までの期間、同校に臨時的任用教職員（産休・育休代替）として勤務していたことが確認できる。

しかし、B県における臨時的任用教職員（産休・育休代替）の厚生年金保険の加入については、B県教育委員会教育長通達「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」に基づき、昭和 59 年 4 月 1 日を厚生年金保険の適用事業所とし、同年 11 月 1 日現在在籍している者を資格取得させるとしているところ、申立人は、同年 11 月 1 日にはA校に在籍しておらず、C校に在籍していることがオンライン記録から確認できる。

また、B県D庁E課の現在の社会保険担当者は、「申立期間は上記通達の発出前であり、当該期間は保険料を控除していない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社C店には、昭和 43 年 3 月 9 日から 52 年 8 月 31 日まで継続して勤務しており、申立期間の保険料控除が確認できる確定申告書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A 社C店において、昭和 43 年 3 月 9 日に資格を取得し、52 年 8 月 30 日に離職しており、また、同年 8 月 30 日は火曜日であることが確認できるところ、同社C店の当時の人事担当者は、「当時の定休日は水曜日であり、月末が水曜日の場合は、その前日に退職するのが職場の一般的な慣習であった。」旨供述していることから、申立人が同社C店に同年 8 月 31 日まで勤務していたことが確認できない。

また、申立人から提出があったA社C店の「昭和 52 年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の退職年月日は、同年 8 月 30 日と記載されており、上記雇用保険の離職日と一致している上、同社厚生年金基金の資格喪失日及び当時の社内管理用の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失者名簿」の資格喪失日は、いずれも、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出があった「昭和 52 年分の所得税の確定申告書（一般用）」に記載された社会保険料等の控除額からは、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、B 社の現在の厚生年金保険担当者は、「申立期間当時の関係資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務形態、厚生年金保険の資格喪失届出及び保険料控除については不明である。」旨供述していることから、A 社C店における申立人の申立期間

に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、上記被保険者名簿から、申立人と同日の昭和52年8月31日に資格喪失した記録のある複数の従業員が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 20 日から 60 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務したうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は、「会社は、昭和 46 年 1 月に倒産した。また、倒産後、数人の従業員が残務整理を行ったが、その中に申立人がいたかどうか分からない。」旨供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和 46 年 1 月 25 日付けで、被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の元従業員は、「資格喪失の理由は、会社が倒産したためである。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和 46 年 1 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者は死亡しており、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

申立期間②については、B社の当時の監査役は、「昭和 58 年 9 月 20 日時点では、会

社は運営されていなかった。」旨供述している上、同社の元従業員は、「昭和 58 年 9 月 20 日付けで全従業員が解雇された。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、B社は、オンライン記録によると、昭和 58 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社の当時の代表取締役であった申立人は、「申立期間②に係る厚生年金保険の資格得喪の届出及び保険料の納付については、記憶していない。」旨供述している。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「昭和 58 年 9 月分以降の給与は支給されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年頃から29年頃まで
A病院に看護婦(師)として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同病院に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA病院に勤務していたと主張しているが、同病院の元事務統括者から提出のあった職員録によれば、申立人の就業期間は昭和27年4月21日から同年11月2日と記載されているところ、同病院に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人の健康保険の資格取得日は同年5月1日、喪失日は同年12月5日と記録されており、上記職員録における就業期間とほぼ一致していることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、A病院は昭和27年4月15日に健康保険の適用事業所となった後の28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち26年から28年11月1日までは厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人は、上司及び同僚等の名前を覚えておらず、上記事業所別被保険者名簿から申立期間当時に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月26日から57年7月26日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務したとする複数の従業員が、「申立人のことを覚えている。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社における申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の取扱いや申立人の勤務状況等について確認できない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険への加入が確認できる従業員に、申立人の勤務実態について照会したところ、複数の同僚が、申立人は事業主と折り合いが悪く、時期は不明だが、会社に来なくなった旨供述している上、その他の従業員で申立人の勤務期間を覚えている者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付記録が確認できるが、このことについて、申立人は、「自ら国民年金の保険料を納付した記憶は無く、事業所から何の説明も無かった。」と主張している。

しかしながら、当時の経理担当者は、「申立人の資格喪失事務を行ったことは覚えていないものの、資格喪失者には国民年金に加入する必要がある旨の話をしていた。A社において国民年金の加入手続や保険料徴収は行っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月1日から45年9月1日まで
② 昭和45年9月1日から46年9月1日まで
③ 昭和46年9月1日から47年8月23日まで

A事業所に勤務していた申立期間①及び③、同事業所から出張によりB事業所に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。C職として両事業所に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、A事業所から提出された従業員名簿及び申立人から提出された同事業所発行の在籍証明書から、申立人は、申立期間①及び③において、同事業所に副C職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間①及び③当時、当事業所においては全従業員を厚生年金保険に加入させていたのではなく、D職員は加入させていなかった。申立人は副C職であったが、副C職はD職員に該当するため、厚生年金保険には加入させておらず、保険料は控除していないはずである。」と回答している。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿から被保険者であったことが確認できる者のうち、E職として勤務していた11名のうち8名は、入社後一定期間（6か月から81か月）経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記8名のうち3名は、入社後一定期間は厚生年金保険に加入していないことについて、入社当時は副C職であったため厚生年金保険には加入していない旨回答している。

これらのことから、A事業所においては、必ずしも全従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A事業所から提出された従業員名簿及び申立人から提出された同事業所発行の在籍証明書から、申立人は、当該期間においてB事業所に出張し、勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「当事業所から他の事業所に出張する者の厚生年金保険については、当事業所ではなく、出張先の事業所で加入することになっていた。」と回答している。また、B事業所は、「厚生年金保険には、全職員を加入させるのではなく、正規職員よりも勤務時間の短い非常勤職員等は加入させていなかった。出張により受け入れた者も非常勤職員でない限りは加入させていたが、申立期間当時の人事記録は保存されていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と回答している。

また、B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和45年7月1日から46年11月1日までの期間に、B事業所において資格を取得した51名（整理番号391から441まで）の中に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間は異なるものの、申立人と同様に、A事業所から出張によりB事業所に常勤職員として勤務していたと供述している同僚3名についても、同事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和50年8月13日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。同社には昭和37年7月31日まで勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間②の加入記録が無い。同社には昭和50年8月31日まで勤務していたので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に昭和37年7月31日まで勤務したため、同年8月1日が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本で確認できる現在の事業主は、「現在、A社は事業を行っていない。当時の事業主は既に死亡しており、資料は何も残っていない。また、当時を知る者も知らない。」旨供述しているため、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚1名（上司）の姓を、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができるが、当該同僚の連絡先は不明であるため、申立人の勤務実態等に係る供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人を記憶している従業員1名は、「申立人の退職日については知らない。」旨供述しており、当該期間に係る申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に昭和50年8月31日まで勤務したため、同年9月1日が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社の事業を承継しているC社から提出された人事記録では、申立人のB社における退職日は昭和50年8月12日と記録され、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立期間②当時のB社の事業主及び申立人が記憶する同僚3名のうち2名の氏名を、同社に係る事業所別被保険者名簿において確認することができるが、いずれの者も既に死亡している上、他1名の連絡先は不明であるため、供述を得ることができない。

さらに、上述の事業所別被保険者名簿で被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、申立人のB社における勤務状況等を照会したが、申立人を知る者はおらず、同社における申立人の退職日について確認することができない。

加えて、申立人から提出された給与支払明細書（昭和50年8月分）に記載されている厚生年金保険料控除額（申立人の資格喪失時の標準報酬月額に見合う1か月分の被保険者負担分に相当する金額）について、申立人は、退職月（昭和50年8月）分の保険料控除額である旨主張しているが、B社における保険料の控除方式は不明であり、当該控除額が昭和50年8月の保険料であることを確認することができない。また、仮に当月の保険料控除であったとしても、上記人事記録上の退職日が同年8月12日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日が翌日（昭和50年8月13日）であることから、当該月は被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年6月21日まで

A社には、前社を辞めて1日の空白も無く入社したはずなのに、1か月間が未加入期間となっている。厚生年金保険料を控除されていたので、未加入期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された退職給与引当金明細表により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の資格取得日は昭和42年6月21日で届出されており、この日付はオンライン記録と一致している。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚は、「A社は試用期間があり、試用期間については保険料の控除はなかった。」と供述している。

さらに、当時の厚生年金保険の事務担当者は、「A社の所在地は交通の便が悪かったことと、特殊な仕事だったために辞める従業員が多かったことから試用期間を設けた。試用期間については保険料の控除はしていなかった。資格取得の届出はその都度ではなく、給与の締め日が20日だったため、その翌日の21日付けで何人かまとめて提出した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月頃から45年5月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和43年の秋頃から勤務していた。健康保険証を会社からもらって歯医者に通院したことを記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶しているA社の従業員の供述から、申立人が昭和44年10月頃から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「申立期間の資料は保管しておらず、申立人に係る雇用の事実や社会保険の届出等の事務取扱いについては不明。」と回答しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することはできない。

また、申立人を記憶している上記従業員は、「私は、昭和44年9月に入社し、申立人はその後に入社した。」と供述しているが、当該従業員のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の資格取得日と同日の昭和45年5月15日となっていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ郷里から上京し、A社に同時に入社したと申立人が供述している2名の同僚中、早期に退職したとされる1名の同僚については、同社では資格取得の記録が確認できない上、他の1名の同僚の資格取得日も申立人と同日となっている。

加えて、他の複数の従業員が、自身の厚生年金保険の加入は入社日より後であると供述していることから、同社においては、当時、従業員を採用した際、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

なお、申立人は、健康保険証を会社から交付され、歯医者に通院したことを記憶しているとしているが、通院の時期について申立人から明確な供述は得られず、健康保険証

の使用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から同年10月1日まで
② 平成14年7月1日から同年10月1日まで

A事業所に勤務している期間のうち、申立期間①については、同事業所の誤った月額変更届（減額）の提出により標準報酬月額が減額されている。また、申立期間②については、同事業所が月額変更届（増額）の提出を失念し、標準報酬月額が増額されていないことが分かった。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが、年金額の計算の標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人のA事業所における平成11年7月から同年9月までの標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、同事業所は、同年7月の随時改定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、22年8月13日付けで、32万円に訂正されている。しかしながら、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、訂正前の28万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A事業所から提出のあった申立人の申立期間①の給料台帳では、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致あるいは低額であることから、特例法による保険給付

の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②については、申立人のA事業所における平成14年7月から同年9月までの標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたが、同事業所は、同年7月に随時改定が必要であったとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し届出を行い、22年8月13日付けで、32万円に訂正されている。しかしながら、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、訂正前の28万円となっている。

しかしながら、A事業所から提出のあった申立人の申立期間の給料台帳では、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、前述のとおり特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月29日から同年5月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和61年4月30日まで勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の承継会社であるB社が保管する、申立人に係る「営業社員個人情報照会」に記載されている退職日は、いずれも昭和61年4月28日であり、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失記録と一致していることが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「当社では、当時の申立人に係る資格喪失届は廃棄済であるが、申立人は昭和61年4月28日の退職となっていることから、通常の手続に従って同年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、当月の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、申立人の同僚は、申立期間における申立人の勤務については明確に覚えていない旨供述しており、申立人の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬月額と相違している。銀行口座が社会保険事務所（当時）に差し押さえられた際に、社会保険事務所に出向き、何枚かの用紙に押印し、社会保険から脱退するように言われたが、標準報酬月額を遡って減額することは聞いていない。申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の後の平成7年4月27日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、5年5月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円と記録されていたものが、5年5月から6年10月までが8万円に、同年11月から7年2月までが9万2,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自ら社会保険関係の手続きを行い、申立期間において社会保険料の滞納があったとしているところ、銀行口座差押えの際、社会保険事務所において訂正の届出等の手続きを行ったことを供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から同年12月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、パートで照明器具の組立作業をしていた。同時期にパート4人が入社したが、私だけ入社時に年金手帳を会社に提出し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は、平成9年10月1日から同年11月28日までとされ、また、B社は、「申立人に係る人事記録等の保管は無いが、給与及び社会保険業務の委託先であるC事務所が保管する賃金に関するデータの内容から、申立人の勤務期間は、平成9年10月1日から同年11月30日までである。」と回答していることから、申立人は、申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、B社は、「上記のデータから、申立人はパートタイマーとして勤務していたと考えられる。当時パートタイマーは2か月の雇用期間を定めて契約をしており、厚生年金保険は適用除外のため加入させていなかった。申立人についても、加入手続きをしておらず、給与から保険料を控除していない。」と回答している上、同社総務担当者は、「申立人に年金手帳の提出を依頼したこと等の、当時の入社時の手続については、不明である。」と供述している。

また、A社が加入していたD健康保険組合の回答書では、申立人に係る同健康保険組合の加入記録は無い。

さらに、A社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）には、申立期間に厚生年金保険の整理番号の欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認でき、また、申立人に係る国民

健康保険の加入記録によると、平成8年11月18日に資格を取得し、10年9月17日に資格を喪失していることから、申立期間は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで
A社に電話交換手として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
辞令書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 49 年 4 月にA社が発行した採用内定を示す辞令書及び同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の現在の事業主は、「当時の人事記録を保管しておらず、厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明だが、試用期間中及び職種によっては厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している。

また、当時の社会保険手続担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会をしたところ、連絡の取れた5名のうち2名は、同社では厚生年金保険の加入に際しては、希望を尋ねていた旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 15 日から 45 年 4 月 21 日まで

A社で営業として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。同社からは、入社から退職まで給与は毎月 10 万円を支給されていたと記憶しており、給与明細書等を保管していないが、標準報酬月額が最高等級のはずであるので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社では、昭和 41 年 10 月の資格取得時から、45 年 4 月の資格喪失時まで、給与を毎月 10 万円支給されていたので、同社における勤務期間の厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級のはずであると申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない。」と回答しており、また、申立人も給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚 3 名に標準報酬月額について照会したところ、連絡の取れた 1 名は、「申立期間当時の給与明細書を保管しておらず確認できないが、記憶している当時の給与支給額と標準報酬月額とは、ほぼ一致している。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じ営業担当であった当該同僚の標準報酬月額は、昭和 43 年 7 月から 44 年 10 月までの期間において最高等級の 6 万円であり、申立人の当該期間の標準報酬月額と同額であることが確認できる。また、同年 11 月の標準報酬等級の改正の結果、申立人と同様に 9 万 2,000 円に改定されている。

加えて、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われた等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 44 年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当時の事業主から供述は得られない上、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 5 月 21 日であり、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿により、昭和 46 年 5 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった 9 名はいずれも申立期間当時のA社の給与明細書を保管しておらず、9 名のうちの 5 名は、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったと記憶している旨回答しており、さらに、5 名のうち同社の元支配人は、同社が社会保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料の控除は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月8日から54年5月8日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和53年2月2日、離職日が同年5月8日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険の記録と符合している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、昭和53年5月9日から60年8月23日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 11 月から 42 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、昭和 38 年 11 月頃から 39 年 3 月頃までの期間及び同年 11 月頃から 40 年 3 月頃までの期間は、臨時の社員としてA社に勤務したと供述しているところ、同社の元取締役及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元取締役は、同社の業務が忙しいときに、近所の主婦に業務を手伝ってもらっていたが、それらの者は厚生年金保険には加入していなかったと供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間①において、5か月以下の被保険者期間となっている被保険者は見られないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

なお、A社は、既に解散しており、申立期間①当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間のうち、昭和 40 年 11 月頃から 41 年 3 月頃までの期間及び同年 11 月頃から 42 年 3 月頃までの期間は、臨時の社員としてB社に勤務したと供述しているところ、同社の複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の元経理担当者及び同僚は、申立人のような臨時の社員は、厚生

年金保険には加入していなかったと思うと供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間②において、5か月以下の被保険者期間となっている被保険者は見られないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

なお、B社の元事業主は、申立期間②当時の資料を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月22日から9年12月20日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合において、いずれも申立人の加入記録は確認できない上、上記元従業員のいずれの者も、申立人の勤務状況について明確に記憶しておらず、また、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、平成6年6月21日から20年4月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月頃から 47 年 3 月頃まで
② 昭和 48 年 4 月頃から 49 年 9 月頃まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、A社でB氏の助手等として勤務しており、申立期間②については、C社のD店にある衣料品店で店長として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社における申立人及び同僚の名刺の写し、当該同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できないほか、当時の事業主は連絡先が不明のため、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社に勤務していた上述の同僚は、「同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と回答している。

さらに、現在、B氏を事業主とするE社は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。」と回答しているほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社は、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は既に廃業しており、申立期間②当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社の申立期間②当時の役員は、「申立期間当時は雇用保険には加入していたようだが、厚生年金保険には未加入だったので、当然、保険料は控除していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年頃から54年頃まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間及び保険料控除の有無は覚えていないが、同社で働いたことは記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の総務担当者は、「正社員として在籍した場合は、『社員カード』を作成・保存しているが、申立人については保存されていないことから、申立人はパートタイマーだったと思われる。」と回答している。

また、前述の元従業員は、「自分は申立人と同じ組立て作業の部署で勤務していた。申立人は、パートだった。」と供述している。

さらに、申立期間当時の社会保険事務の責任者は、「夫の被扶養者であることを採用条件としてパートタイマーを雇用していた。パートタイマーは厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除しなかった。」と回答しているところ、申立人は、夫の勤務する事業所が加入していたC健康保険組合からの回答により、昭和53年7月28日から夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 49 年 12 月 21 日から 50 年 5 月 28 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に係る給料袋とA社に係る給料明細を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料袋及び給料明細から、申立人は申立期間①の頃にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、法人組織であったと認められるものの、業種は飲食業と登記されており、このことから申立期間①当時には、同社は厚生年金保険の強制適用事業所の業種になっておらず、かつ、同社がオンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、申立期間①当時の代表取締役の連絡先も不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、上記給料明細に記載されている「厚生年金」の欄に記録されている金額は、厚生年金保険料額としては著しく低く、当時の国民年金保険料額とほぼ一致していることから判断して、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間①に国民年金に加入しており、当該保険料が納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が給料袋であったとしてB社の名称の入った封筒を提出していること及び同社での勤務の状況についての申立人の供述が具体的であることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社の商業登記簿謄本によると、法人組織であったと認められるものの、業種は飲食業と登記されており、このことから申立期間②当時には、同社は厚生年金保険の強制適用事業所の業種になっておらず、かつ、同社がオンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、申立期間②当時の代表取締役は特定できないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B社における上司及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間②に国民年金に加入しており、当該保険料がほぼ全期間納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A病院（現在は、B病院）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には、昭和 52 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで麻酔科の医師として週 3 日勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含み、申立期間前後に在籍していた従業員 6 人が、申立人を記憶している旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、A病院に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A病院の申立期間当時の院長は既に死亡しているほか、申立期間当時の事務長（後に理事長）からも回答を得ることはできなかったことから、同病院における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

また、複数の従業員が、申立人は週数回非常勤で勤務する医師であった旨供述しており、さらに、上記従業員が記憶している申立期間当時に非常勤で勤務していた医師 6 人について、A病院に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、当該氏名は被保険者としての記載が見当たらない。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A病院では、非常勤で勤務する医師については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 46 年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、離職日が昭和 41 年 11 月 30 日と記録されており、申立期間の勤務を確認することができない。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が同社に勤務した期間や厚生年金保険料の控除等について確認できない旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録のある従業員 23 人に照会し、回答のあった 13 人は、いずれも申立人を記憶していなかった。

一方、上記被保険者名簿では、申立人の健康保険被保険者証が昭和 41 年 12 月 15 日に返納されている旨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。